

会議録・平成28年12月19日第4回定例会（第1日）

1. 招集の年月日 平成28年12月8日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 12月19日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 13名

1番	上田	清	2番	伊豆	千夜子
3番	山内	理	5番	中井	啓悟
6番	松本	忍	7番	江	京子
8番	樋口	文隆	9番	北岡	泰
10番	阪井	勇男	11番	綿民	和子
12番	奥山	幸洋	13番	乾	健郎
14番	辻井	成人			

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 惠三	総 務 課 長	西田 一成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	北岡 和成
人権生活環境課長	世古口和也	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	山口 隆弘	長寿健康課長	菅野 由美
まち整備課長	堀 真	上下水道課長	菅野 亮
斎宮跡・文化観光課長	西口 和良	教育総務課長	西口 竜嘉
こども課長	世古口哲哉	文化財保存活用監	中野 敦夫

人権啓発推進監	中瀬 行久	農業委員会事務局長	田中 一夫
教育委員長	竹本留美子	監査委員	西村 和久
農水商工係長	丹合 信隆	農水基盤係長	高橋 浩司

1. 会議録署名議員

1 番 上 田 清 2 番 伊 豆 千夜子

1. 提出議案

- 発議第16号 明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 発議第17号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 発議第18号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書
- 発議第19号 地域防災力の向上と災害に強い災害拠点の整備を求める意見書
- 発議第20号 「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生の確保を求める意見書
- 発議第21号 ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書
- 発議第22号 ヒートポンプ給湯器の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書
- 議案第63号 明和の里の指定管理者の指定について
- 議案第64号 いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの指定管理者の指定について
- 議案第65号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 議案第66号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 明和町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の制定

- 議案第68号 平成28年度明和町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第69号 平成28年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
（第3号）
- 議案第70号 平成28年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第71号 平成28年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）
- 議案第72号 平成28年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2
号）
- 議案第73号 平成28年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 平成28年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
号）
- 議案第75号 平成28年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年第4回明和町議会定例会を開会いたします。

なお、松本農水商工課長から所用のため、本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

1番 上 田 清 議員

2番 伊 豆 千夜子 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（辻井 成人） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの4日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から12月22日までの4日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（辻井 成人） 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出いただいております、8月、9月、10月の例月出納検査結果報告書の写しと、一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配布しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（辻井 成人） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（中井 幸充） おはようございます。

平成28年第4回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただ今は、本定例会の会期を4日間と

お決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成28年も残すところあとわずかとなりましたが、今年は、熊本県熊本地方で最大震度7を観測する地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。8カ月が過ぎた今も、倒壊したままの住宅や寸断された道路が残り、一部地域では断水が続いているなど、引き続き、生活の再建が大きな課題となっています。

発災から3カ月が経過し、復旧・復興事業が本格化し始めた8月中旬に、全国町村会から「熊本地震に係る被災市町村に対する中長期的な職員派遣」に係る協力依頼がありました。技術系の職員を含めた中長期的な人的ニーズが高まってきているとのことでした。決して余裕のある状況ではございませんでしたが、少しでも支援をさせていただきたいと思い、税務課の固定資産税を担当する事務職員1名を派遣することとしました。派遣期間は10月と11月の2カ月間。派遣先は熊本市財務局税務部、北区役所内の北税務課で、主な業務内容は、災害に伴う消耗調査や減免調査など、家屋の新增築・減失調査でした。

派遣期間を終えた職員は、12月から元気に職場復帰をしています。この経験を一人でも多くの職員に伝えてもらいたいと思い、朝礼を開き、現地の様子などを報告させました。町として「南海トラフ巨大地震」への対策が急務であり、各種の防災対策事業を実施しているところですが、さらに心して取り組まなければならないと考えています。

それでは9月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

10月1日、町民バスの路線とダイヤの改正、及び「伊勢市おかげバス」の山大淀までの延伸を記念した式典を、三重交通旧バス停留所で行い、地元の自治会長さんにも出席していただきました。

今回の改正は、バス路線を2ルートから4ルートに拡充し、車両を2台

から3台に増やすことにより、町民の皆さんの利便性の向上を、より一層図ることを目的としています。また、「伊勢市おかげバス」の東大淀・日赤ルートが山大淀まで延伸することとなり、町民バスとおかげバスの乗り継ぎが可能になりました。伊勢志摩定住自立圏の政策協定により伊勢市の協力を得て実現できたもので、買い物や病院へのアクセスが便利になるものと考えています。

10月2日に、「敬老福祉大会」を総合体育館で開催しました。この大会は、高齢者の皆さんの長寿を祝い、演芸大会などを通じて参加者の皆さんの交流と親睦を深めてもらうことを目的として、町老人クラブ連合会と明和町が、毎年この時期に開催しています。今年の参加者は約880人で、大会宣言を採択した後、副議長の音頭で万歳三唱。長寿を祝いました。

また、この日は、3つの公立保育所・こども園で運動会が行われました。どの子どもたちも、とても嬉しそうな笑顔で競技する姿が印象に残りました。

10月4日から8日にかけて、函館市で開かれた、「第51回全国史跡整備市町村協議会」と、山形市で開かれた、「第56回全国国保医療学会」に、全史協は副会長、医療学会は三重県国保連合会副理事長という立場で出席しました。周辺市町の視察などにも参加し、それぞれに新たな課題などについても学習することができました。

10月10日、済生会明和病院「なでしこ」が担当する、三重県重症心身障がい児（者）相談支援事業の第1回三重県南部医療的ケア地域支援連携会議が、済生会明和病院で開催されました。

県内において受けられる医療・福祉・介護サービスの内容にも、地域間格差があるのが実情です。特に県南部地域では、医療機関も少なく、体制整備の確立が求められていることから、済生会明和病院「なでしこ」では、相談事業の一環として、伊勢・松阪・志摩・多気郡・東紀州圏域に在住の、医療的ケアを必要とする皆さんが利用できる在宅支援システムの構築を目

指しています。行政や医療従事者、福祉関係者らにその実態を報告し、連携を深めるための会議でもありました。

10月15日、戦後71年目の「明和町戦没者追悼式」を、明和町遺族会の皆さん約300人の出席のもとに、中央公民館で厳かに挙行いたしました。改めて戦争の悲惨さや、平和の尊さを次の世代に、どう伝えていくのかということが、現代に生きる私たちの大きな課題であり、そのためにも、この追悼式が単に鎮魂の儀式であってはならないと思っています。

遺族の悲しみだけでなく、戦禍に倒れた方々の無念さを思い、今の平和な生活が多くの方の犠牲の上にあることを忘れることなく、再び郷土が戦禍にみまわれることのないよう、努めていかなければならないと改めて決意しました。

この後、引き続き、陸上自衛隊明野駐屯地・明野航空学校で行われた「殉職者追悼式」に出席し、近隣市町の首長として、献花をさせていただきました。英霊に対しての礼砲が3発、この銃が人間に向けられることのないよう、平和な世界であることを願って止みません。

10月29日、人権センターで、第20回交流祭を開きました。人権センターでは各種事業を展開しながら、交流事業を通じて人権に対する啓発活動を行っています。多くの方が交流を図りながら、人権を考えるきっかけになる一日にさせていただいたのではないかと考えています。

10月30日、下御糸小学校を主会場に、町総合防災訓練を実施しました。地震体験車による地震体験、濃煙体験と消火訓練等のほか、消防団による倒壊建物からの救出訓練と傷病者搬送訓練を行いました。また、各自治会においても、安否確認を中心とした訓練に取り組んでいただきました。

11月1日、災害時の応援協定を締結している島根県津和野町議会が、行政視察の目的で当町にお越しいただきました。津和野町は全国史跡整備市町村協議会に加入されており、以前から町長間での交流があったことから、災害時に物資や資機材の提供、職員の派遣や被害者の受け入れなどがスム

ーズに行えるよう、京都府与謝野町との3町で、平成26年1月に協定を結びました。

今回は、平成26年5月に明和町議会が津和野町を訪れていることから、「歴史文化を活かしたまちづくりの推進」を目的に、いつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜や斎宮歴史博物館などを、辻井議長とともにご案内し、研修を行っていただきました。

同日、「水土里ネットみえ松阪支部」が、来年度の土地改良予算の確保を関係機関に要請する活動を行いました。松阪農林事務所では、パイプライン化事業のさらなる予算確保と、農村地域防災減災事業の推進等について、お願いしました。この後、県農林水産部に出向き、農業施設の老朽化が進み緊急を要する故障対応などに苦慮していることを訴えました。結果は直ぐには出ませんが、これからも国、県に対して要請を行っていきます。

昨年12月に開催した、「おみやげアイデアコンテスト」で、最優秀賞に選ばれた「めい姫の十二単バウム」がようやく完成し、10月20日から23日にイオンモール明和で開催された、「松阪地域・食の特産品フェア」で、完成発表セレモニーを行いました。明和町の新しい土産物として開発された、めい姫の十二単バウムは、11月2日から松幸農産「しあわせ家」で販売しています。まずは、町民の皆さんに食していただき、そして、お土産や贈り物として広めていただきたいと思います。

11月5日と6日の2日間、総合体育館と中央公民館で「町民文化祭」が開催され、今年も多くの方から数多くの作品が寄せられました。文化祭は、作品展示だけではなく、グループ活動の発表の場でもあります。消費者グループの皆さんが、熊本の災害支援募金を兼ねたパネル展示と、併せて消費者問題に対する注意を呼び掛けていました。また、町職員の給食調理員さんらが中心となって、毎年販売しています「揚げパン」は、いつも行列ができるほどの人気です。今年もアツという間に売り切れてしまいました。

11月8日、同じ「明和町」という町名を持つゆえんから、平成11年に友好交流提携を締結し、物産交流やスポーツ交流を行いながら連携を深め、平成25年1月には災害時の相互支援協定を締結し、災害時における協力を約束しています群馬県明和町と、新たに産業・観光・子育て支援・移住定住促進など、地方創生に関する様々な分野において施策等の連携を図るため、「広域連携協定」を締結しました。これを機会に、さらに情報交換に努め、お互いに成長していきたいと思えます。

新年度の国の予算は、各省庁から財務省に概算要求が提出され、厳しい折衝が始まりました。毎年この時期には、全国から予算確保のための陳情団が押し寄せます。私も11月15日から17日の間、全国町村長大会、中部国道協会促進大会、全国史跡整備市町村協議会臨時大会、国保制度改善強化全国大会に出席するとともに、三重県町村会の各町長とともに、三重県出身の国会議員の皆さんに防災対策等の強化等を要請し、意見交換を行いました。

全国町村長大会では、「一億総活躍社会の実現・地方創生の推進」「地方交付税等地方の一般財源の総額の確保」「東日本・熊本地震の復興、防災・減災対策の強化」など8項目を含む地方からの要請事項を決議、採択し、代表団が財務省や総務省などに要請行動を行いました。

また、全国史跡整備市町村協議会には現在587の市町村が加盟しており、それぞれの市町村が予算の少ない中で、史跡の保存や活用に知恵を出し、発掘調査を行いながら整備を進めています。この臨時大会では、要求項目の確認を行った後、各県ごとに分かれて、地元選出の国会議員の皆さんに要請を行うとともに、全史協会長と副会長で、財務省、文部科学省、文化庁に陳情を行いました。

また、国保制度改善強化全国大会では、平成30年度から保険者の都道府県化へのスムーズな移行、保険料の激変緩和のための国からの支援等々、国保が抱える課題解決に向けて、国の支援を要請する決議を採択し、厚生

労働委員会に所属されている衆参両議員に陳情を行いました。

11月19日と20日には、三重県・みえ次世代育成支援ネットワークの主催で、「第11回子育て応援！わくわくフェスタ」が、松阪市の県立みえこども城で開催されました。「家族みんなであそぼう！ふれあおう！」をキャッチフレーズに、2日間で延べ51の事業所等が、遊びや体験・展示コーナーを設け、日頃親子で遊ぶ機会の少ない家族が一緒になって楽しむイベントなどが行われました。

「わたしたちの町を、空き缶などのないきれいな町」にと11月20日、空き缶ゼロ運動が町内一斉に行われ、早朝から3,000人が参加し、道端や水路に捨てられた空き缶やビン・ペットボトルなどを回収していただきました。回収されたごみは、総重量で約1,340kgにもなりました。ご協力をいただいた皆さんに心からお礼を申し上げます。

またこの日は、明和町消防団の秋季訓練が明和消防署で行われました。出初め式に備えた中隊や小隊の編成、観閲を行うための隊列訓練が中心ですが、夏季訓練以降、各分団で操法訓練を実施してきたことから、「操法始め」から「放水開始」で、標的が倒れるまでの時間と動きの正確さを競う操法競技も行われました。団の結束力の強化と、団員としての精神を自覚してもらうための訓練です。今年は第3分団が優勝し、無事訓練が終了しました。

午後は、明和町の観光大使を引き受けていただいております、作曲家の長岡成貢さんが、伊勢神宮外宮で、奉納演奏を行うとの案内をいただいておりますので、会場に向かいました。素晴らしい演奏に、素晴らしい舞、特別の世界へと誘われる至福のひと時でした。

11月21日、日本遺産活用推進協議会の皆さんによる、「日本遺産を巡るレンタサイクル」の試乗会が行われました。このレンタサイクルの試乗は、10月と11月の2カ月間行われ、200人以上の方に利用していただき、アンケートに答えていただきました。これらの意見等を参考にして、来年度の

本格実施に向けて取り組んでいきたいと思えます。

11月23日、上御糸地区の「ふれあいまつり」が、コミュニティセンターで行われました。お餅に豚汁、フランクフルトや綿菓子などが、子どもたちに振る舞われました。芸能大会では、自慢の歌と踊りと大正琴などが披露されました。ふるさと創生の原資を使いながら、今年で26回を数える「ふれあいまつり」は、町内5地区の中で唯一続けられている行事です。運営等にあたられる自治会長さん方には、感謝の気持ちでいっぱいです。また来年もよろしくお願ひ申し上げてきました。

11月25日、三重県知事に立会人をお願いして、四日市市と明和町とが齋王を通じて、国指定史跡の齋宮跡と久留倍官衙遺跡を連携してPRしていくための協定を締結しました。久留倍官衙遺跡は、飛鳥から平安時代にかけて、齋宮と同時期に当時の役所が置かれていた建物跡で、齋王という関係性を活かしながら、県内外に情報発信をしていこうという取り組みです。四日市市の皆さんにも齋宮に来ていただき、日本遺産を知ってもらいたいとの思ひです。

11月26日、イオンモール明和で、町特産品振興連絡協議会主催の「めいわフェスタとざいしょ市」が開催されました。町の特産品の販売のほか、齋王の舞やめい姫ダンスの披露、また、明和中学校吹奏楽部による演奏や、平安装束の試着体験などが行われ、大勢の人で賑わいました。

11月27日の早朝6時、明和町消防団の非常招集訓練が実施されました。幹部が午前5時30分に集合し、メールで各分団車庫に参集するよう一斉送信。各分団は参集完了後に、各分団長に参集状況を報告しました。携帯電話が普及していなかった時代には、早朝5時に半鐘が鳴らされ、これを合図にポンプ小屋に集結し、想定された火災現場に出動していました。

粉雪が舞い、北風が吹く厳寒の早朝、冬の火災シーズンに向かって、この季節の恒例の訓練です。携帯電話の普及によって訓練の様子も変わってきましたが、いざ出動というその時に備えて、日頃から機械器具の整備点

検を怠らないようにと訓示をしました。

また、この日は、三重県かるた協会が主催する「第15回小倉百人一首交流フェスティバル・初心者かるた大会」が、いつきのみや歴史体験館とさいくう平安の杜西脇殿で、下御糸小学校では「みいとフェスタ・文化発表会」が、同時刻に行われたため、教育長と手分けして開会式に出席しました。

その後、中央公民館で開かれた「歯とお口の健康まつり」と「よりどり健診」の会場へも出掛けました。今年も町内の歯科医の先生方や歯科衛生士、歯科技工士の皆さんにご協力をいただき、健康まつりを開催することができました。

また、乳がん検診や若人健診、特定健診、胃がん・大腸がん検診の受診を呼び掛けたところ、多くの方に申し込みをいただき、健康チェックを行っていただくことができました。あらためて関係者の皆さんに心から感謝申し上げます。

師走に入った12月1日、平成29年度の社会資本整備交付金にかかる予算について、国土交通省中部整備局長に陳情を行いました。社会資本整備交付金は、防災対策として取り組んでいる南海トラフ地震に備える津波避難タワーの整備促進や、歴史的風致維持向上計画に基づく、斎宮跡周辺整備に欠かせない予算です。更に、道路整備事業では、みょうじょうこども園へのアクセス道路や、イオンモールから斎宮歴史博物館に至る広域圏道路の整備など、通勤通学の安全対策を含めた道路整備予算でもあり、その確保を強く要請しました。

防災対策、子ども子育て支援、農林水産業対策、保健医療対策、国民健康保険制度の円滑な運営、教育の充実など、どれも欠かすことのできない課題ばかりです。町が独自で解決できない問題は、国や県で対策を講じていただかなければなりません。これらにも粘り強く訴えていきたいと思えます。

なお、12月14日に、町内で死んでいた野鳥のオオタカ1羽の三重県が行った簡易検査で、A型鳥インフルエンザの陽性反応が出たことにつきましては、県との連絡調整が不十分であったことから発表が遅れ、町民の皆様にご心配をおかけいたしました。

今後は、町民の安心安全を守るため、関係機関との連絡調整をより一層密にして、適切な情報提供に努めます。

次に、本定例会の上程議案につきましては、指定管理者の指定について2件、三重県市町公平委員会の共同設置に関する協議が1件、条例の一部改正が1件、条例の制定が1件、平成28年度一般会計補正予算ほか6つの特別会計補正予算と、水道事業会計補正予算をお願いすることとしています。

非常に厳しい社会経済環境の中ではありますが、今後とも、町民の皆さんが日々充実した暮らしができるまちづくりの実現のため、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、総合計画に定める将来像の「歴史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな「和」のまち明和」をめざして、誠心誠意努力をしてまいりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（辻井 成人） 日程第5 一般質問を行います。

一般質問は4名の方より通告されております。

許可したいと思います。

7番 江 京 子 議員

○議長（辻井 成人） 1番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は「少子高齢化、明和町の取り組みについて」の1点であります。

江京子議員の登壇願います。

○7番（江 京子） 7番 江京子。

おはようございます。今回は少子高齢化、明和町の取り組みについての1点で質問させていただきます。議長のお許しをいただいたので、質問させていただきます。

少子高齢化、長高齢化社会、よく聞く言葉です。地域が衰退する、大人を支える若者が減っていく。明和町でも同じだと思います。私も還暦を迎えて老人クラブのメンバーに入れてもらおうと思っています。よく今の高齢者は昔に比べたら10歳は若いと言われています。私の地域でも本当に元気な人たちが、たくさんみえます。

健康寿命を伸ばすこと、それが地域を元気にすることには、一番大切なことだと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

明和町でも一番人気の、大人元気教室をはじめ、たくさんの取り組みをしてくれているのは知っていますが、今一度その取り組みと成果について、教えてください。

○議長（辻井 成人） 江京子議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） 江議員のほうから健康寿命ということで、ご質問をいただきました。健康寿命を伸ばすこと、それが元気な地域をつくると、そういったお考えは私も議員と同じような気持ちで、さまざまな施策に取り組んでいるところです。

ただ、健康で丈夫な体をつくるということは、一朝一夕に成り立つもので

はございません。小さい時からですね、実はその健康ということについて、十分と気をつけていただく、そういう視点でさまざまな取り組みを行っていただくことが必要ではないか、そのように思っているところであります。

その例としては、例えば食事ですか、食事が一番大切なのは、まず歯の健康という、そういうことがよく言われます。歯と口の中の健康、よく言われますが、80歳で20本、自分の歯を持つという、8020運動ということが、よく言われるわけでありまして。

自分の歯でいつまでもですね、しっかりと食事がとれる、これが健康寿命を伸ばす、第一歩ではないかと、そのように思っておるところです。そういう意味で行政報告でも申し上げましたが、歯と健康のまつり、そういうことで多くの人にですね、歯の大切さ、口の中のお口の健康ということ、PRしたつもりでもあります。

また、健康ということ、これは行政が行えるのは、一定限度があるというふうには実は考えております。健康というのは、町民皆さん一人ひとりがですね、それぞれ考えていただかなければならない、意識を持っていただかなければならないという、そういう思いでございます。

特に生活習慣病と言われます糖尿病、あるいは高血圧症、あるいは通風など食生活である程度改善できる、そういった自らの意思でですね、健康づくりができる、そういうものがたくさんありますが、ただ乳がんとかですね、大腸がん、胃がん、私が患った食道がんでもそうなんです、自分でなかなか見つけにくいというんか、自覚症状が出てこないとですね、わからないといったような病気も、実はございます。人間ドッグやいろんなさまざまな検診で、はじめて発見されるという、そういうような病気もございますので、言われました健康寿命を伸ばしていく施策というのは、非常に幅広く取り組んでいかなければならないというふうに思っておるところです。

町では特定検診や、あるいは胃がん、肺がん検診、大腸がん検診、それから重症化を予防するための、そういった教室とか、それから健康をいつまで

も続けていただきます元気教室など、さまざまな健康寿命を延伸するという取り組みを行っているところでございます。

詳細につきましてははですね、担当課長のほうから、多くは答弁できませんが、その一部を答弁を、担当課長のほうからさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） それでは、私から当町での次のような健康づくりに対する取り組みについて、説明をさせていただきます。

1つといたしまして、特定検診、特定保健指導を実施しております。特定検診の受診率は、平成25年度は明和町38.5%に対しまして、三重県39.6%、平成26年度、明和町39.6%に対しまして、三重県40.7%と、県平均を下回っておりましたが、平成27年度は、明和町42.0%に対して、三重県41.7%でありまして、当町の受診率は年々増加し、平成27年度は県平均を上回る結果となっております。

また、特定保健指導の実施率は、平成24年度は明和町25.7%に対しまして、三重県16.4%、平成25年度は明和町28.1%に対しまして、三重県15.1%、平成26年度は明和町41.4%に対しまして、三重県15.2%を県平均を上回っております。

今後も特定保健指導利用者の継続的な支援を続けていくことが重要と考えております。

次に、2番目といたしまして、がんの早期発見を進めるために、がん検診の受診率向上に向けて取り組んでおります。胃がん検診におきましては、平成23年度から胃カメラを開始しまして、肺がん検診につきましては、集団検診と特定検診の同時開催、大腸がん検診については、集団検診の対象日を増やすなどの対策をしまして、その受診率向上に努めているところでございます。

3つ目といたしまして、自分自身の健康状態を自分で管理できる住民を増やしていくために、コミュニティセンターや自治会の公民館などで、健

康相談、健康教育を実施する健康広場を開催しています。

また、重症化予防教室として、平成27年度からは糖尿病にならないための教室を、平成28年度からは新しい取り組みといたしまして、血圧を下げるための教室を実施しておるところでございます。

4つ目として、体力維持のため大人元気教室や健康体操教室を実施しており、また楽しく歩こう会への支援も実施しておるところでございます。大人元気教室は、平成28年度から総合体育館とコミュニティセンターなどで行っておりまして、平成27年度における総合体育館での開催は22回、初級、中級合わせまして実人数は414人、延べ人数3,284人と、多数の住民の方々の参加がありました。

また介護保険の地域支援事業におきましても、運動機能向上、栄養改善、口腔向上を目的とするはつらつ教室や縁側教室を実施しておりまして、介護予防の面からも健康づくりに努めておるところでございます。

以上のように、健康寿命の延伸のためには、健康づくりが重要との考えから、町といたしましては、これからも高齢になっても、健康上の問題で日常生活が制限されることなく、住民の方々が生活できるように取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江京子議員、再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 明和町でもたくさんの取り組みをさせていただいているのが、よくわかりました。特に特定検診については、毎年の伸び、本当に多気町の町長はじめテレビ番組にも出てもらっての宣伝に努めてもらっているのが、何しろ宣伝になっているんじゃないかと思います。

この特定検診なんですけど、私も実は大腸がん検診に昨年引っかかかってまして、まさかと思って1年放っておりましたら、今年もまた引っかかりまして、やっぱり覚悟を決めて病院のほうに、精密検査に行ってきましたら、

先生いわく1年放っておいたから育ってしまったと言われてしまい、検診の大切さを身に沁みて感じたところでした。

高齢者向けの大人の元気教室に至っては、私も総合体育館での体操教室に参加させてもらいましたが、住民さんの健康に対する意識の高さというのを、すごく感じたところでした。でもやっぱりそこまで来れない人のためにも、コミュニティセンターで行ってもらっているのも、とても良い成果があがっていると思います。

以前にも質問させてもらった時に、やっぱり明和町、病院はたくさんあります。たくさんある病院に行こうじゃなくて、健康体操に行こうというふうには、住民さんの意識が変わってもらったら、医療費のほうもまた削減できることにもなるんじゃないかと思って期待しております。

ですので、この今の取り組みたくさんあって、大変だと思いますけど、長期的にどんどん行って欲しいと思いますので、よろしく願いいたします。この健康寿命に関しましては、105歳で現役の先生をしてみえる篠原先生も、人のために何かをしようと思う、そういう行動がこの良い健康寿命を伸ばす秘訣だというお話を、この間のテレビの番組でされてましたので、自分のためだけでなく、人のためにも何かしようというような試みも、これからどんどん皆さんに広めていって欲しいと思いますので、よろしく願いいたします。

1つお聞きしたいのは、この今やっている大人元気教室、一番人気でとてもいいと思うんですけど、ずっと継続されるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） 議員のおっしゃるとおり、これからもいろんな継続をさせていただきたいと思っておりますが、いろんな皆様のご意見も頂戴いたしまして、より発展したものとなるよう頑張ってまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） よろしくお願ひします。

よく県なんかの取り組みだと、単年度で終わってしまうことが多くって、がっかりすることもあるんですが、これは明和町として、健康寿命を伸ばすためにも、どんどん長く続けて欲しいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、乳幼児期の子どもと保護者に対する取り組みについて、お聞きします。若い夫婦の離婚のもっとも多い時期は、産後1年と言われております。明和町での若い人たちの離婚の実態を教えてください。また、相談件数も教えてください。

離婚の理由としては、産後の母親の心理的不安定を、パートナーである父親が理解していないことが一番になっています。乳幼児期の育児は、重労働です。明和町職員の男性の育児休暇取得数は、どうなっていますか。

若い世代が相談できる場所はありますか、お答えください。

また、お父さん教室は開いていますか。以前から母親の産後うつが増えていくとの指摘が、国からもされています。町では産後の母親、父親への働きかけをしているのか、お答えください。

マスコミの育児、子育てについては大変辛い、大変だといった情報が多いように思います。このマイナスの考えに対して、町では育児、子育てに関して楽しくて、すてきなことだよといった働きかけは、どのようにされているのか、お答えください。

また、これからの取り組みについても、お答えください、お願ひします。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） いくつかご質問いただきましたが、その中の1つに、うちの町職員の男性の育児休暇の取得についてというご質問がございました。これについては、現在のところ取得した職員はおりません。ただ、

配偶者の出産休暇というのが、2日間あるわけですが、それは取得をしております。

そういうことで、幾つかご質問いただいたことについては、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） それでは、私のほうから明和町の若い人たちの離婚の実態や相談件数について、お答えしたいと思います。

離婚の実態や相談件数につきましては、正確には把握しておりません。しかし、児童扶養手当対象者からおおよそではあります、離婚の実態を垣間見ることができると思われしますので、ご紹介いたします。

12月1日現在で、児童扶養手当対象者は187人です。その内、離婚が受給理由となっている方が、161人おられます。扶養している子どもの数、子どもの年齢は1歳から3歳未満が11人、3歳から就学前が36人、小学生が87人、中学生が66人、高校生が67人、高校生の年齢で高校にいない方が6人となっております。

また、児童扶養手当対象者187人のうち、平成28年の4月から11月末までの児童扶養手当の新規申請者を見てもみますと、この間の申請件数は15人で、そのうち離婚が13人となっており、扶養している子どもの年齢は1歳から3歳未満が6人、3歳から就学前が10人、小学生が7人、中学生が3人、高校生が3人となっています。

これらの数字から、若い夫婦の離婚の最も多い時期が、産後1年であるということはいえませんが、母子保健事業の各種相談において、離婚した場合の子育てや、経済的な支援などに対する内容の相談は適宜受けております。

また、経済的支援として実施している児童扶養手当や一人親家庭等の医療費助成等についてのお問い合わせ時などに、状況の確認や相談を受けている場合がございます。

参考までに人口動態により明和町の離婚件数については、平成24年が47件、平成25年が42件、平成26年が52件となっています。また、離婚の動機については、司法統計年報によると、近年、割合が高まってきているのは、性格が合わない、精神的に虐待するなどとなっています。町でも相談を受ける中では、性格の不一致で離婚されている方が、目立つように思います。

お父さん教室についてですが、年4回ではありますが、マタニティーサロンを開催し、妊婦さんとその配偶者を対象に、事業を行っています。妊娠中の生活、産後の暮らし方について、助産師、栄養士、保健師が講話や妊婦体験などを実施しております。また、困った時の相談機関の相談も合わせて行うことで、少しでも子育ての不安の解消につながるよう取り組んでおります。

産後うつにつきましては、乳児全戸訪問事業において、育児支援チェックリスト、エジンバラ産後うつ設問表、赤ちゃんへの気持ち質問票を実施し、産後の母親のメンタルヘルスや、多面的な支援を行うために、それらを活用し、家庭訪問等を実施しているところです。また、子育て中のご両親に対して、乳児全戸訪問事業や育児相談などの母子保健事業や子育て支援センターなどを通して、育児の楽しさを経験してもらうように働きかけています。

そして、今以上に子育て世帯のさまざまな情報を届けることができるためのツールの検討を始めているところでございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） やっぱり若い人たちが離婚するというのは、もろに子どもに跳ね返ってくることで、明和町も相談を丁寧に優しくしてほしいと思います。

なぜ職員の育児休暇の取得数を聞いたかといいますと、やはり公務員の方の育児休暇が、やっぱり全国的には一番とりやすいというのを、民間よりはとりやすいというのを聞いておりますので、どうかなというふうに聞きました。

できるだけ、やはり職員数が少なくて大変というのもわかりますが、子どもを産んだ直後は、とても母親は不安定になりますので、ほんの短い期間でもいいので、一緒に寄り添っていただけるような、そういう休暇取得をされるのを、町長さんとしても進めあげてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、離婚率や貧困に関しても、やはり性格の不一致というのは、以前から言われている離婚のことなんですけど、そうじゃなくって、やはりお話もあったような精神的DVや、いろんな形での一人親家庭というのは増えてい我想いますので、そこら辺も丁寧な働きかけをお願いいたします。

それから、その子どもが生まれた時の家庭訪問なんですけど、以前は一人目の子どもの時は、全員しているよというのを聞いたんですが、二人目、三人目に対してはどうなのか、言われたかもしれませんが、もう一度お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 乳児全戸訪問は、全ての子どもさんに訪問しておりますので、二人目、三人目の人はしてないということではなく、全ての子どもさんを対象に全戸訪問をしております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 良かったです。やはり二人目が生まれた時の、上の子どもの赤ちゃん帰りというのもあって、大変な面もありますので、丁寧に訪問のほうよろしく願いいたします。

次に、若い世代の人口を増やすための取り組みについて、お尋ねします。若い人たちが減っていく、子どもの数が減っていく、この言葉もいろんなところで聞かれます。いつも諦めたように言われますが、実際、町ではその減少を食い止める対策を行っているのでしょうか。

これも一度、ちょうどみょうじょうこども園ができた時に、この新しいこども園ならではの特色あることをやりませんか。若い人がこのみょうじょうこども園に自分たちの子どもを通わせたいと思えるような、移住してまで思えるようなことはやってみませんかと尋ねたことがあります。否定的なお返事だったように思います。

初めから今までやっていないからという考えでは、若い人たちは受け入れてくれません。今、町の税収入は停滞ぎみです。若い世帯を増やすような大胆な取り組みをすることで、税収アップにつながるのではないのでしょうか。例えば東員町では、5歳児の保育料の無償化をやっています。小学校入学前のお金のかかる保護者の負担軽減につながると、好評だそうです。

また、岡山県守口市では、積極的に子育て世帯を呼び込みたいという所得制限なしの0歳から5歳児の保育、幼児教育料の無償化に乗り出しました。若い世代が増えることで、町が元気になることを願っています。国でも若い世代の子育て支援策として、年収360万円以下の世帯には、第1子の年齢に関係なく保育料を、第2子は半額、第3子は無償、幼稚園で同じを決めました。また、住民税非課税の一人親家庭は、保育料が第1子、第2子以降も無償化を話し合っています。明和町では保育料の無償化の議論はされているのか、お答えください。

何しろ若い世帯を呼び込むことをしていかなければ、この町の元気にもつながらないのではないのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 町長に代わって私のほうから答弁させていただきます。

まず最初の質問でございますが、若い人たちが減っていく、子どもの数が減っていく減少を食い止める町の政策は行っているのかという質問から、お答えしたいと思います。

明和町では人口減少の克服を将来の持続的発展のために、めざすべき将来の方向と人口展望を示した、明和町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンというのを、昨年の12月に策定しております。この人口ビジョンを踏まえた5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な政策にまとめた明和町総合戦略も作成しているところでございます。現在、取り組みを進めていっているというところでございます。

子育ての分野としては、子育て世代包括支援センターを設立して、今、取り組んでおります。その他の政策、その他の分野の施策などは、予算については、この人口ビジョン、総合戦略を皆さんにお渡ししておりますので、ご確認いただきたいというふうに思います。

子どもの若い世代を呼び込むためにということで、みょうじょうこども園ができた時に、議員さんのほうから、もっと特色あるものの取り組みをしたらどうやということ、問いかけがございました。そして、今までやってないという否定的な回答であったという話がございましたけれども、こども園を開園するというのが、これ自体が本当に明和町、県下でも2例目になりまして、特色ある取り組みであったというふうに、我々は思っております。保育、教育の内容について、やはり他の幼稚園、保育園との整合性もございますので、1つやれば全ての園・保育園でやっていくという方向が、どうしてもかかっております。英語のALTを派遣するのも、全ての園へ、こども園も含めて派遣をしていくというような取り組みもするために、2名に増やさせていただいたというような取り組みもございません。

特別にその園だけでやっていく施策をするというのは、大変難しいところがございます。8園ある全ての幼稚園にやっていくというのも、大変か

と思いますけれども、そういう1つの園が特色あるというのは、みょうじょうこども園が本当に特色ある園でございますので、開園してから定数オーバーで、何とか全員をとというふうな取り組みもさせていただいておりますけれども、大変無理なところもございまして、第2希望へ回っていただく方もございます。

そのように新しい取り組み、こども園化というのが、これから明和町でも急務であり、それが大変若い世代を増やしていくというのかもわかりません。その取り組みが議員さんは年収アップという言葉を言いますけれども、我々は年収アップというよりも、町の活性化につなげていく取り組みとして、この施策を進めていくように、今、考えていこうと検討しているところでございます。

保育料の無償化の関係につきましては、課長のほうから答弁をさせます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 失礼いたします。

私のほうから保育料の無償化の関係を答弁させていただきます。国が示しました年収360万円以下の世帯に対する、第1子の年齢に関係なく、第2子の保険料を半額、第3子は無償とする減免については、今年度から既に国の基準どおり実施しているところです。

また、住民税非課税の一人親世帯の第1子からの償還についても、保育所の保育料では、本年度から既に実施済みであり、幼稚園の保育料の減免については、来年度の幼稚園の保育料改定に合わせて、今は第1子で半額となっていますが、無償としていくことにしています。

なお、この現在の第1子の半額については、就園援助の申請により、実質無償となることとなっております。当町としましては、保育料の改定にあたっては、低所得者層に配慮してきた改定を、これまでも行ってきたところであり、それ以上に無償化ということになりますと、財政的なこともありますので、十分な検討を行った上での判断となりますので、今直

ぐ実施していくということは難しい状況であります。

なお、因みにですけれども、東員町の話が出ましたけれども、東員町につきましては、幼保一体化で運営をされておりました、幼稚園籍の5歳児の保育料のみ無償化をされておるといことです。給食費と教材費については、徴収をされておるといことです。

それから大阪府の守口市だと思えますけれども、こちらのほうにつきましては、0歳から5歳の就学前の児童の保育料を、来年の4月から無償化に向けて取り組んでいるといことですけれども、その財源がですね、6億5,000万円程度必要だといことで、その財源を捻出するために、2年間をかけてですね、私立の保育所5園を民営化していくといことで、約8億円の財源を捻出してやっていくといような計画といことで聞いております。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） やはりいろんな地域での保育料の無償化というのが、だんだん話の中であがってきていますので、5歳児だけでも無償化というのを、また話の中の1つにしてほしいと思えますので、よろしくお願ひします。

それと、みょうじょうこども園ができた時に、1年だけでというわけにいかないって、おっしゃいましたけど、明和町はやはり公立の幼稚園、保育園が、一番多い中ですが、他の市町にしてみたら、私立の民間の保育園、幼稚園もたくさんありますので、そういう面では1つの園でやってみて、そこで成果が出たら、他の園でもやってみるといのもいいのではないかなといふふうに考えますが、その点はどんなふうにお考えになるでしょうか。

やはり何か新しいところが、できた時こそ、新しいことができるんじゃない

いかと私は思っていますので、みんな一並べで一緒じゃなきゃいけないというんじゃなくて、やってみてそこがすごく好評であるというのなら、その取り組みもまた他の園でもという考えもあると思いますので、その点もお聞かせください。

なかなか明和町では結婚をされた方は、一人だけの子どもというよりは、2人、3人、うちの地域でも3人の子どもを持ってみえる親御さんも、かなりありますので、その点もそういう子育て支援としての対策を、今一度考えていってほしいなと思いますので、またお聞かせください。

27年12月に明和町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンというのをいただいております。その中で、若い世代へのアンケートなんかもされているわけですが、やはりこの明和町で結婚して、子どもを持ちたいと思う、思えるような町の政策というのも、幼稚園、保育園の保育料部分にもみえてくると思いますので、その点もどんなふうに、これからその若い人のアンケートを見ながら考えてみえるのか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 江議員の特色ある運営をという、各1つでもやれということが思っております。こども園が、みょうじょうこども園が本当に特色ある取り組みなんです。それをやっ払いこう、全ての町内の幼保でやっ払いこうというためには、再編という形を考えなければならないというふうに思います。

保育園化というふうに、昔は言っておりましたけれども、これからはこども園化を促進していこうというのが、我々の特色ある取り組みの就学前教育保育の取り組みというふうに、お答えをしていきたいと思っております。

それから、若い世代の人たちを寄せていくためには、やはりそのことを本当に進めていくというのが、一番大事なかなというふうに思っています。施策としては今まで1園でやっておりました夏休みの、幼稚園の夏休みの預かり保育も全ての幼稚園でやっ払いこうという方向でも、特色あるよう

にしていこうという考え方を持っておりまして、幼稚園を保育園化よりも、まずこども園化をしていく方向で、今検討をしているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） やっぱり幼稚園と保育園の違いというのは、保育の預かってくれる時間とか、長期の休暇の時のことがネックにあったと思いますので、その点は各幼稚園でも、長期休みも預かってもらうというようなことをやってくれているのは、保護者さんたちにも評価されているのはわかっています。

また、そこら辺を長期的にやってほしいと思いますので、よろしく願いします。

でもやはり明和町の子どもが減っていくというのは、いろんなところで影響が出ていると思います。今回の双葉幼稚園、旭ヶ丘幼稚園の統合のような話にもなってきています。

この点については、全員協議会でもお聞きしたんですが、あまりにも唐突な説明で、保護者が混乱してしまいました。そこで私も近隣の市町にも聞いてみたんですけど、いろんな町でも同じような問題が起こっていて、統廃合の話はされていました。

既に統廃合されたところもありました。特に伊勢では、統廃合をされた、廃園になった幼稚園なんかもあるというふうに聞いているんですが、統廃合が決定されるまでには、自治会や住民に結構丁寧な説明を開いて、反対された保護者や自治会にも、将来この町を支えていく子どもの影響というの、お話しながら進めていったと聞きました。

また、最近では多気町では、多気中と勢和中の統合の話で、この間、直接町長さんとも話したんですけど、住民投票で反対意見が多かったもんで、白紙に戻したんやというようなお話も聞きました。やはりもうちょっと丁寧な

お話があってよかったと思います。

その27年の明和町総合教育会議の中で、今後の幼稚園運営のお話が出ていたと思います。その最後の部分に、この統廃合の話が出ていました。それならもっと早くから自治会への話し合いを持ってほしかったと思います。

保護者の方への話の時には、自治会も何もわからないまま来ていたので、11月28日に、幼稚園の保護者さんへ、今一度の説明と自治会の区長さんたちにも、夜集まってもらって、お話を聞かせてもらいましたが、やはりもう決定事項の報告のようなお話でしかとれませんでしたので、保護者さんも自治会のほうも納得されていませんでした。

そこで、12月9日に幼稚園、双葉幼稚園の保護者さんに、もう一度集まってもらって、以前から子どもが減っているというのは、みんなわかっていたことなので、その影響に関してもお話させてもらいました。というのは、他の地区と違って、本当に生まれた時から幼稚園、小学校卒業まで、1クラスでずっとくるのが下御糸の特徴です。その中で育っていく中で、やはり中学校にあがって、突然多い人数の中でのそういう、何ていうのかな、学校に行けなくなったり、うまくコミュニティが持てなかったりという問題も、以前からあって、小学校の先生も人の前で話ができるようにと、朝の会の時に、本を持ってみんなの前で読むというようなこともしてもらっているので、そういう影響もこの少ない人数では、あるんですよというふうな話をしてもらったところです。

でも、やっぱりその説明不足というのが、すごく説明不足と対応の不十分というのを、すごく保護者さんからもお聞きしてきましたので、その点、これからどんなふうに対応されるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 江議員から双葉と旭ヶ丘幼稚園の統合という問題のように、今話が出ております。子どもが減っていくのは当たり前だから、そのような考え方が出てくるというふうには決して、私どもは思っ

おりません。

やはり子どもの減少や人口の減少に歯止めをかける施策を、1つ展開していくためには、この明和町の就学前保育教育の施策を、どうしていこうかという1つの観点に立ちながら、やはりそれが子どもたちの将来に役立つ方向としては、やはり少ない人数で、本当に教育していくのがいいのか。やはり大勢の中で、もまれながら教育していくのがいいのかというところの判断もあるところでございます。

そのためにも、やはり大勢の中で、子どもたちがもまれて、将来の子どもたちに遅く育ってほしいという願いを込めまして、施策の1つとして展開しているところでございます。保護者の説明が大変唐突であったと言われておりますけれども、その件については、課長のほうから報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 双葉と旭ヶ丘の統合等につきましての経過を少し述べさせてもらうのと、今後どうしていくかということで、ご説明をさせていただきたいと思っております。

確かに保護者への最初の説明が9月で、平成29年4月から双葉幼稚園と旭ヶ丘幼稚園の入園申込児童の状況によっては、統合を考えていきたいと説明をいたしましたので、唐突と受け止められてしまう部分も、仕方ない部分があるのかなというふうには思いますが、双葉幼稚園の園児数が減少し、幼児期の重要な教育の1つであります集団教育が、厳しい状況となってきた中で、まずは町の方向性を示した上で、保護者の皆様のご意見を聞かせていただかないと、何も前には進んでいけないという思いの中で、時期的には遅くなってしまったかも知れませんが、来年度の入所申込の受付前の9月に、説明会を開催し、ご意見を賜ったところです。

その時の保護者の意見の中でも、来年4月からの統合は、唐突すぎるとの意見をいただきました。また、在園児が卒園するまで待てないのかとか、

幼稚園は小学校と深いつながりがあるので、小学校の再編に合わせた議論とならないのかなどの意見が出されました。

これらの多くの意見を持ち帰りまして、改めて町の方針をお話するための保護者説明会を10月28日に開催しました。また、保護者の皆様、それから下御糸地区の自治会からも、自治会にも説明をして欲しいとの申入れがありましたことから、保護者と自治会の皆様との説明会を、28日に時間は別々にさせていただいたんですけども、させていただいたところです。

その際の説明については、9月の保護者会での意見を勘案した上で、統合という手法ではなく、双葉幼稚園については、平成29年に入園する3歳児が卒園するまで、平成32年3月までは開園しますが、平成30年4月からの新規の園児募集は行わない。平成32年3月末で閉園との考え方を説明させていただきました。

この時の意見でも、9月の説明会で出た意見や、逆に双葉幼稚園をこども園化して、園児数を増やすといった考えはないのか。それから、下御糸地区だけ幼稚園、保育所、こども園がない地区となるなどの存続を求める意見が多く出されました。なお、これらの意見の主なものにつきましては、メモ程度のものですが、教厚委員会、全協の場でも資料として、お示しをさせていただいているところであります。

たくさんの意見をいただいたところですが、仮に双葉幼稚園をこども園として整備しても、津波浸水区域内にある双葉への他地区からの入園申込を見込むことは難しい状況、これは同じく津波浸水区域内にある、なりひら保育所の現状を見ると、顕著なものがあります。また、他の幼稚園、保育所で双葉の人数を受け入れられる状況でもあること、それから、何より子どもたちへの集団教育の実施、今ある施設を活用した、より安全な施設への教育の実施の観点から、再度、年明け10月の説明会で示した方針を持って、保護者、自治会の皆さんへの説明に伺う予定としております。

なお、双葉幼稚園に限らず、旭ヶ丘幼稚園、斎宮幼稚園についても、入

園希望者が減ってきている状況にありますので、この2つの幼稚園についても、どうしていくかの検討が必要となってきました。幼稚園のことも園化を前提として、また、なりひら保育所、ささふえ保育所も含めた再配置についても検討を進めていきたいと考えています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 課長の説明のとおり、10月28日の日には、保護者さんの初めのいろんな意見を取り入れて、29年に入園した子が卒園するまでは、何とか園を存続するというようなお話はいただきました。ただ、やっぱり何が一番みんなに引っかかっていると言え、やはり何かどうして子どもが減っていくと、子どもに影響が出るんやとか、その集団教育とはどんなものかというのを、もうちょっと丁寧に説明して欲しかったというのは事実です。

やっぱり親御さんたち、その集団生活がいかなものか、コミュニティをとるのがいかなものかというのが、幼稚園の時期にどんなかというのが、まだなかなか理解されない親御さんもみえると思いますので、その部分からもうちょっと丁寧に説明してもらったら、こんな反発というか、意見もあんまり出なかったんじゃないかと思いますので、そこら辺も今度もし説明に来られるときは、その点もきちっと話をしてあげてほしいと思いますので、お願いいたします。

保護者さんたちも、今の幼稚園だけじゃないよ、これから津波浸水区域というのもあって、大淀小学校、下御糸小学校の編成も考えていく中で、その時もあなたたちは保護者で、小学校の保護者でみえるわけだから、そういう面も考えて、親御さんなりの考えもまとめてほしいというふうに、私と山内議員のほうで、12月9日は、お話をさせてもらっておりますので、今度説明にみえる時は、心が寄り添えるようなお話をしてほしいと思いますので、要望しておきますので、お願いいたします。

次に、子どもの貧困対策について、お聞きします。

今、日本では6人に1人の割合で、子どもが貧困に陥っているとの報告がありました。明和町の子どもの貧困の実態はつかんでいるでしょうか。実際、親の収入は低く、行きたい学校を断念した話は聞いています。また、就学援助を希望する世帯の数の変化はどんなふうなのか、教えてください。

今日の朝日新聞に、給食の無償化55市町村というふうなものが出ていました。やはりこれも貧困対策、それから子育て支援対策の1つとして考えて、もう行い始めているところが出てきたというようなお話でした。明和町でその点どんなふうにつかんでいるか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 明和町の子どもの貧困の実態については、生活保護の事例であるとか、生活困窮者の事例、そして就学援助の受給者の実態からしか、推し量ることができません。

現在、18歳未満の子どものいる家庭で、生活保護家庭は2世帯、子どもの数では6人、小学生が3人で、中学生が1人です。高校生が2人です。それぞれの生活実態については、多気度会福祉事務所と家庭訪問等を行い、実態把握を行っております。

また、生活困窮者自立支援事業の中で、18歳未満の子どものいる家庭は2世帯、子どもの数では3人で、小学生が1人と、高校生が2人です。これらの家庭には三重県生活相談支援センターを中心に相談や、家庭訪問を行い、それぞれに必要な支援を行っております。

就学援助の支給対象者世帯の変化については、小学校では平成25年度の世帯数は61世帯、平成26年と27年度がそれぞれ63世帯、そして、現在は76世帯です。中学校では、平成25年度44世帯、平成26年度と27年度がそれぞれ56世帯、現在では57世帯となっており、微増ではありますが、増加傾向にあります。なお、平成26年度の就学援助対象者で、中学校卒業後に就職した方が1名おられます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） やはり親の収入が減っているというのは、全国的にもどこでもあるようで聞いています。というのは、やはり親の働き方が、以前のように、もう終身で働いている親より、そうじゃなくって、派遣とか、そういう働き方をしている親御さんも増えているという点で、そういう収入の面でも変わってきているんだと思います。

この間、12月11日に貧困問題を学ぶ、伝えるレクチャーセミナーというのに行ってきました。その中で、やはり日本としての相対的貧困というのと、世界でいう絶対的貧困というのは違っていて、やはり日本の貧困率が16.3%で、やはり子どもの進学というのが、子どもの貧困率と同じ16.1%ということとで並んでいるようなお話が出ていました。

日本のその貧困というのが、世界で第3位の経済大国である日本なのに、貧困率は下から6番目というのも、これってすごい数字になってきているんやなというのを感じさせるところでありまして、ちょうど県議会のほうでも、子どもの貧困調査特別委員会というのを立ち上げてみえると、形で議長はじめ6名ほどの県議の方も、この研修のほうに来てみえました。

その中で、ワークショップを開くところで、さっきも朝日新聞で給食の無償化というのが出ていましたが、無償化に賛成する人間、反対する人間というので、ワークショップを行いました。その中で、やはり無償化に反対する意見には、そういうところに税金を入れるのはおかしいというような考え方、無償化にするのに賛成の方は、やはり義務教育なので、子どものかかる体をつくる給食というのにも、義務教育の中で無償にするのも、1つの大切な働き方じゃないかというようなお話がありました。

明和町ではそういう相談窓口というのは、どこに置いているのか、教えてほしいと思います。やはりなかなか働きながら相談に行くというのは、難し

いということ聞いてますので、相談しやすいシステムというのを、明和町ではつくっているのか教えてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 一人親家庭の収入ということで、ちょっと補足のような形で、説明をさせていただきたいと思います。今、一人親家庭で、児童扶養手当の対象者が、先ほどの質問の時に、12月1日現在187人というふうに説明をさせていただきました。

その方々がどのように働いてみえて、どのような収入なのかというのを、ちょっとご紹介をさせていただきたいと思います。187名の方のうち、就労しておられる方が171名おられます。それがフルで働いてみえるのか、パートというのが、ちょっとそこは把握しておりません。

無職の方が16人となっています。その方々の前年の所得で、100万円未満の所得の方が82人、100万円から200万円未満の方が56人、それから200万円から300万円未満の所得の方が35人となっております。300万円未満の所得の方が、この児童扶養手当の対象者の約9割を占めております。

ただ、一人親家庭の中には経済的に自立しておられる方もおみえになります。一人親家庭の方が全て貧困家庭である、それに該当するということに限らないと思っております。先ほどのこの一人親家庭とか、そういうふうな貧困家庭の人たちの相談窓口はというご質問なんですけれども、就職等の相談窓口については、ハローワーク等で行われておりますし、一人親家庭の方につきましては、議員もご承知だとは思いますが、三重県の母子父子福祉センターにおいても、弁護士相談による相談や、就業情報の提供、就業に関する相談や、就職斡旋を行っておりますし、多気度会福祉事務所のほうでも、母子父子自立支援員が就労生活などの支援に応じ、また生活困窮者自立支援事業実施している三重県生活相談支援センターと連携をしながら、相談等の支援を行っております。

その一時的な窓口も町のほうで受けておりますので、相談をしていただ

ければ関係機関へつなげさせていただきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） いろんな理由で一人親家庭になっている世帯が増えていると思います。やはり企業側は突然の子どもの病気などで休みを恐れて、一人親家庭の母親、父親なんですけども、正職員の正社員の雇用には、消極的なところが多いというふうに聞いています。突然の離職も多いと聞いています。

例えば仕事を探す間の子どもの一時預かりとか、そうやって親が安心して、仕事を探せるようなシステムは、できているのでしょうか。また、家庭が安定したら、子どもも安心して教育を受けることができると思いますので、そこら辺のシステムがあるか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 就職するために面接に行くとか、そういうような形で、一時的に子どもを預かるというところでは、明和町内では明和ゆたか園の一時預かりを利用していただくこともできますし、また、ファミリーサポートセンターの活用もできると考えております。また、明和町の母子寡婦福祉会の会員の方の中に、必要な介護とか保育等を行うことのできる家庭生活支援員の方が、おみえになります。その方々にもお願いすることもできますので、その辺は明和町母子寡婦福祉会へも働きかけていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 是非そうやってきちんと就職、仕事が見つかるまで安心して預けられるところの紹介を、たくさんしてあげて欲しいと思いますので

よろしく申し上げます。

次に、私、10月6日、7日に滋賀の大津にある全国町村国際文化研修所のほうに研修に行ってきました。とても良い施設で、安い研修費で行けるので、職員の方も是非行ってほしいと思います。いろんな職員の方も研修に来てみましたので、そこでその講師、木村俊昭先生のお話を聞かせてもらいました。

スーパーサラリーマン、公務員という名前で、いろんところで講演を行ってみえる方ですけど、できるか、見えるか、しくみかというので、地方創生を成功させようという考えの方でした。やっても無理とか、お金がないとかというのは、あまり言わないほうがいいという言葉で、問題を正しく理解し、工夫して乗り切るためのコーディネーター役の方やキーパーソン役の方をしっかりと見つけていって、しがらみだらけの行政から脱しようというようなお話でした。

我がまち明和町はどうかなというふうに、深く考えさせられたところですが、うちの明和町にもすごく強みがたくさんあると思います。そこら辺も考えてみましたら、この明和町、本当にほかの松阪や伊勢市に比べて、土地は安い、それからよく言われる医療機関ですけど、松阪の総合病院、伊勢の総合病院、どこへも短時間でいけるというので、すごく住みやすい町だと思っています。

そういうところもこの明和町の良いところ、良いところというので、お話を聞いて欲しいと思います。これからこの明和町を動かしていく町長のお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 明和町の強みを生かしてのまちづくりということですが、先ほどもお話がありましたように、病院はたくさんありますし、万が一の場合の大きな病院も、伊勢・松阪にそれぞれ配置をされております。そういった面では、非常に恵まれた土地柄かなと、そのようにも思い

ます。

また、経済的には、伊勢・松阪に車で10分から15分で行ける、町内にも大型のショッピングセンターが配置をされているということの中とかですね、豊かな農地がまだまだ残っている。そういった部分とかですね、他の市町から明和町に来られる方はですね、静かで、そして生活していくには、非常に住みやすいところやなという評価はいただいております。

ただ、それがですね、人口の歯止めに、いわゆるなっていくのかということになってきますと、若干意味が違うのかなというふうな思いもあります。ただ、教育長のほうからも申し上げましたが、人口の歯止めを何とか、かけていこうという形の中で、まち・ひと・しごとという形の中でですね、これは明和町だけではなく、国全体としての大きな課題ということの中で、それぞれの市町がそれぞれの特徴を生かした中で、何とか生き残りと言すと大袈裟ですけども、活性化なり、町を元気にしていく、そのことをそれぞれ町の工夫によってやっていって欲しいというのが、今回の地方創生だろうというふうに思います。

ご案内のように、総合戦略の中で、明和町もいくつかあげてございます。また新たな取り組みとして、今回も報告をさせていただきましたが、ヘルスツーリズムというようなことの中で、外からも来ていただいて、明和町の良さを知っていただく、そういうことの取り組みも合わせてですね、やっていこうというようなことで、頑張っていこうとしているところでございますので、これからはですね、行政だけがいくら一生懸命頑張っても、これはなんていうんですか、成功しないことだと思います。

やはり町民の皆さんも、そういったことを理解していただく中で、やっぱり一緒にやっていこうという意気込みを見せていただく中でですね、我々も一生懸命取り組んでまいりたいと、そのように思います。強みは斎宮跡だけではなくにですね、いろんな面でこれからも見つけ出していく中で、頑張ってまいりたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 町長さんのお考えをお聞きしまして、本当にいろんなところで、出かけられた時に、この明和町は住みやすいところやよ、良いところやよというのを、全職員あげて、私もそうなんですけど、いろんな方にお伝えして、明和町に来てほしいというのを、アピールして行ってほしいと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。前の時計で、50分で、お願いします。

（午前 10時 38分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 50分）

9番 北岡 泰 議員

○議長（辻井 成人） 2番通告者は北岡泰議員であります。

質問項目は、「安心安全のまちづくりを推進」の1点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

○9番（北岡 泰） 登壇のお許しをいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

安心・安全のまちづくりということで、大きな項目で3点ほど質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず1点目、地域防災力の向上と災害に強い拠点づくりについて、ご質問させていただきます。東日本大震災、また熊本地震をはじめ土砂災害、大水害等、各地で想定を超える大規模な自然災害が発生をいたしました。甚大な被害が相次いでおります。

本年におきましても、4月の熊本地震のみならず8月以降の複数の台風によりまして、特に北海道や東北地方を中心に、多くの人命が失われ甚大な被害に見舞われました。また、10月には鳥取でも震度6弱の地震が発生しております。ある識者によりますと、昭和18年に鳥取地震が起き、翌19年に昭和東南海地震が起きており、今回の地震も同様の連動が起きるのではないかとの話が報道等ございました。

戦前・戦後のことでもあり、ことの詳細はわかりませんが、迅速な復旧・復興とともに、安全・安心なまちづくりに資する、防災・減災対策は喫緊の課題であると考えます。

そこで、4点にわたってお伺いをいたします。

まず1点目、被災者支援システムの全避難施設への完備、復旧や学校単位での自主防災コミュニティの組織化推進の強化や、訓練の実施等、地域防災力の向上を図ることが、最も大切であると考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

2点目、大規模水害から住民の命と暮らしを守るための自治体を枠を越え

た、流域ごとのタイムラインの作成や、避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告、指示発令のための体制構築は、現状どうなっているのかお伺いをします。

3点目、災害に強い防災拠点の整備として、体育館等の天井・照明器具などの非構造部材の耐震補強工事、合わせて照明のLED化や、防災用発電機の設置、災害時におけるトイレ機能確保のためのマンホールトイレの整備を促進することが大切であると考えます。

このマンホールトイレにつきましては、多くの自治体が高齢者、障がい者などの災害弱者に対する対応として、その必要性を認め、整備を推進しているところであります。現在、宮川流域公共下水道の工事が、明星地区で進められておりますが、避難所としての明星小学校にマンホールトイレを整備するべきで、早急な計画策定が必要と考えますが、町長、教育長のお考えをお伺いいたします。

また、これまでに下水道整備が進められた地域への整備推進についても考えを、お聞かせをいただきたいと思えます。

4点目、子どもや女性、高齢者、障がい者が避難所生活で辛い思いをすることがないように、避難所の環境整備をするためにも、防災訓練において自主防災組織の実質的訓練を始める時期にきていると思われませんが、町長のお考えをお伺いしたいと思えます。

以上、よろしくお伺いをいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） 北岡議員から地域防災力の向上と、災害に強い拠点づくりということで、ご質問をいただきました。

昨年来の自然災害、先ほどご指摘がありました台風、そして地震と、本当に日本各地でいろんな災害が起こりました。特に我々としましては、こ

の4月の熊本地震、これは震度7を2回記録するという、そういった観測史上初めての地震が発生したということですね。それに伴って、熊本県の益城町等々県内の5つの市町の庁舎が破壊、破損し、特に災害時の拠点となる庁舎が、使用不能になったという、そういう事態が実は起こりました。

そのために避難所、あるいは避難者への対応とか、後々の罹災証明の発行とかですね、被害認定調査など、さまざまな面で災害対応が遅れたという、そういうふうなお話を実はいただきました。行政報告でも申しあげましたが、10月、11月にこの災害復旧支援ということで、職員を熊本市に派遣をさせていただきました。

時間があつたら益城町の状況を見てきてくださいということで、願いをし、その報告を受けたところでありますが、約9カ月になろうとしておるんですけども、一応道路とか、そういうのはですね、瓦礫が片づけられた写真を見せていただきました。

しかしながら、まだまだそのまま瓦礫が積み残されているという、そういった状況でありますし、家屋の倒壊が新築家屋でもですね、耐震基準が充たされているはずの家屋が、やはり二度の揺すりです、倒壊をしているという、また隆起とか陥没とか、そういったものも起こってですね、想像以上の災害であることが、職員の報告でわかったところであります。

そういったようなことの中から、熊本地震を踏まえてですね、新たな対応がやはり必要というふうな思いにかられています。重要拠点の被災によって、業務の停滞、これを招かないようにですね、今までにもご指摘いただいておりますように、代替機能を考えていくか、想定を上回る避難者の数、これらの対応をどうしていくかという、それと合わせて避難所の運営、これらをですね、どうもっていくのかというご指摘のいただいた部分、これらの課題がですね、たくさんはこの熊本地震で確認できたのではないかなど、そのように思っておるところでございます。

ご質問いただきました、色々な問題につきましては、防災企画課長のほ

うから、またマンホールトイレの設置についてのご質問もいただきました。今ちょうど流域下水道事業を計画しておりますので、これらについては、上下水道課長のほうから答弁をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

まず地域防災力の向上ということですね、災害に強い拠点づくり、大きくご質問いただいたわけでございます。各項目について、私から答弁をさせていただきますと思います。

まず1点目の被災者支援システムの全避難施設への管理、区や学校区単位での自主防災組織コミュニティの組織化推進の強化や訓練の実施と地域防災力の向上についてというご質問でございます。

まず被災者支援システムの特徴につきましては、もう北岡議員もご存知やとは思いますが、被災者の特定情報を管理する被災者台帳と、被害を受けた家屋属性情報を管理する被災家屋台帳の2つのシステムで構成されております。

刻一刻と変化する被災者の状況や、家屋状況を記録、更新できるようになっておりまして、被災者への罹災証明の発行や、さまざまな義援金の給付や生活支援金の貸付管理など、被災者支援に関係する各支援制度の管理を行うこともできます。

このことから、被災者支援システムに限らず、現在利用させていただいておりますシステムを、災害時に継続して利用していくために、現在の庁舎以外の代替施設の選定をまずしていきたい。また、改正のしきせつ住民基本台帳などのデータを蓄積いたしましたサーバーの設置、それに接続する入力用パソコンの確保、非常用電源とインフラ及びハードについてですね、新年度予算に計上していきたいといったことで検討を進めさせていただいております。

なお、全避難施設への被災者支援システムの整備ということもございませんですが、あくまでも避難所は住民自治を基本に運営していただく場所でございますので、そちらの避難所に向けての被災者支援システム台帳の整備というようなことは、現在のところは考えておりません。

あくまでも代替施設へ、現在の業務の継続を含めた考え方の中で、整備をしていきたいということでございますので、避難所につきましてはですね、被災者の世帯台帳であったりとかいったことで、紙ベースの対応を基本として考えていきたいということで、ご了解もいただきたいということでございます。

また、地域防災力の向上につきましては、必要不可欠なことでございます。全地区で展開している地域防災懇談会を核といたしまして、新たに自治防災組織、事業所などの参画を得ながら、各地域の防災力の向上に必要な施策について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問の2番目でございます。自治体の枠を越えた流域ごとのタイムラインの作成ということでございます。明和町では国管理河川となる櫛田川、それと県管理河川となる祓川、笹笛川、大堀川の3河川でございます。それぞれの管理者によりハザードマップが作成されておりまして、公表もされておるところでございますが、町につきましては、平成21年3月に、明和町防災マップといったことで、保存版としてですね、全戸配布をさせていただいているところでございます。

ご質問のタイムラインの作成につきましては、現在、三重県が三重県版タイムラインを作成中と伺っているところでございます。同じく明和町版タイムラインの作成についても、必要があると考えておりますので、作成をしていきたいという状況にあります。

現在につきましては、各河川の水位によりの確な避難情報が出せるよう、基準を定め対応しているところでございますが、その基準に合わせて、町職員、消防団員、水防団がどの時期に、どのような行動をとるかをもとめ

ていきたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたい
と思います。

続きまして、質問の4番目でございます。自主防災組織の実質的訓練を
始める時期であるのではないかとといったご質問をいただいたところで
ございます。現在、明和町の自主防災組織は94の自治会のうち、50の自治会
で自主防災組織が結成されております。定期的な機械・器具の点検や、町
の総合防災訓練に合わせた形で、自主防災組織独自の焚き出し訓練であつ
たりとか、非常召集訓練など実施していただいております。

今後につきましては、自主防災組織の結成率が53.2%と、50%を超えた
ことからですね、自主防災組織の横展開と申しますか、自主防災組織それ
ぞれの組織間の助け合い、連携ができる体制づくりの構築や、消防団との
合同訓練などを、地域にあった訓練等を提案し、地域における地域防災力、
減災力の向上に努めてまいりたいと考えているところでございますので、
ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。

マンホールトイレのご質問について、私のほうから申し上げます。マン
ホールトイレは避難所等の敷地内に、あらかじめ下水道管を配管し、マン
ホールを一定間隔で設置しておき、災害発生時には、その上にテント、簡
易トイレを組み立て、直接下水道に流す仕組みです。汲み取り処理の必要
がなく、備蓄が容易、また日常のトイレ環境にも近いということで、被災
地のトイレ対策として、全国的に普及しつつあります。

このマンホールトイレシステムの整備につきましては、下水道総合地震
対策計画を策定し、位置づけることで、下水道総合地震対策事業による整
備が可能であります。明星小学校付近につきましては、平成31年度から32
年度に、宮川流域関連公共下水道事業により、下水道整備を行う予定で
るので、これに合わせてマンホールトイレの設置を検討したいと思ひます。

なお既に下水道整備が進められた地域のマンホールトイレ設置につきましては、学校敷地内に設置のための整備がされておられません。新たなマンホールの整備には、経済的な負担も発生しますので、地域的な条件も考慮し、他市町の取り組み状況なども参考に、他の手法、いわゆる携帯トイレ、簡易トイレの活用、また仮設トイレの設置なども合わせて含めて、災害時のトイレ対策について、検討していきたいと考えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

○9番（北岡 泰） すいません。非構造部材とか。

○議長（辻井 成人） LEDとか。

そうですね、これは教育長でいけますか。LEDとか。

教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 前段の部分の主に体育館等の非構造部材の関係やと思います。これにつきましては、現在、小学校、中学校合わせて7校ございますが、そのうち3つまでが、いわゆる改修が終わりまして、あとの4つに、大淀、上御糸、下御糸、それから明星が未整備でございます。

これにつきましては、国の補助事業自体もあるわけでございますが、非常に工事価格が高うございまして、例えば学校の全体の整備の部分と合わせてですね、直ぐにとりかかれるようなものでは、なかなかないというふうに考えます。

ここら辺の財政状況も勘案しながらですね、今現在は体育館の内側に幕を張るといったような改修の方法も考えられておるのでございますので、そこら辺も含めて、これについては再度検討させていただきたいというふうに考えます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 答弁漏れ、失礼いたしました。

災害発生後、小学校の体育館につきましては、滞在避難のための避難所として、利用する計画となっております。電力が途絶し、復旧するまでの非常用電源として、各小学校には2.5キロボルトAの移動式の発電機を設置しているところでございます。

ただ電力の復旧につきましてはですね、過去の災害から2004年の新潟県の中越地震で、発生から11日後、あるいは2011年の東日本大震災の際にはですね、震度7の地震が発生したわけですが、8日目に電力が復旧したと。わりと早い状況があったわけでございます。

ただ今回の明和町に想定されております南海トラフ地震につきましては、日本の人口の4分の1が喪失するような広域的な地震になりますし、当地域の電力会社、伊勢湾域に大きな発電所も持っておられまして、もしそこが災害を受けた場合は、相当期間、電力の復旧が遅れるといったこともございますので、そういったことも頭に入れながらですね、非常用の発電機がこれでいいのかどうかについては、引き続き検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

北岡泰議員。

○9番（北岡 泰） ありがとうございます。ほとんど前向きなご答弁をいただきましたので、再質問せんとこかなと思ったんですけども、1点目に関しては進めていただくという話なんですけども、やっぱり被災者の支援システムの一部住民台帳みたいな、どうしても災害弱者の方々に対しての手当をしていくために、自治会の皆さん方が、小学校区単位で集まってはくるんですけども、その時に誰が集まってきてない、誰をどういうふうに手配するという最終的な話というのは、やっぱり紙ベースできちんと整備されておっても、うまくいかないのではないかなと。

これは先ほど防災企画課長が、最後のほうでですね、一遍訓練をやってみ

て、その状況下で考えていかれることだろうと思いますけれども、そこら辺のデータベース化の活用を、できるかどうかというものも合わせてですね、進めていただきたいというふうに要望しておきます。

2点目は、ハザードマップの作成は進めるということで、了解でございます。

3点目、体育館等ですね、非構造部材の耐震化、7校中3校ができているということで、4校まだ未整備ということですね。それが、防災用の発電機の設置等をですね、これは現状、国のほうからやっぱり防災拠点の整備ということで、補助金等がしっかり出ておるといふふうに、私は認識をしておるので、対策をしっかり立てていただきたいというふうに思いますし、やっぱりLED化することによって、発電機の容量も小さくなっていくということもございます。

どっか故障した照明器具は、1箇所LEDになっておるなというふうな感じで、見てはおるんですけども、そこら辺の整備の推進をしていく。財源の問題がありまして、町長、頭悩ましいところだと思いますけれども、是非検討をしっかりやっていただきたいというふうに思います。

マンホールトイレについては、明星小学校はしっかり進めていただくということで、ありがたいというふうに思いますが、残りの下水道、農集等さまざま検討していただいて、できましたら仮設トイレ等ではなくてですね、現状ほとんどが洋式トイレを使ってみえる時代で、このマンホールトイレをなぜ進めるかという、テント型で洋式トイレを上からポンと置けばですね、簡単に自宅におるのと同じような感覚で使えるということが、大きなメリットです。特に小学校はですね、プールにだいたい水がありますので、その水をですね、発電機等のモーターを回して、流すことによって、水の供給がもしストップしておったとしても、それを活用して下水道に流すことができるという、いろんなメリットがありますので、是非検討を進めていただきたいというふうに思います。

4点目につきましては、しっかりとこれから進めていただくということで、これからの取り組みを見させていただきたいというふうに思います。そこら辺の訓練も含めて、災害発生時における避難所運営について、質問を変えていきたいというふうに思います。

先ほど申しましたように、今回の台風、大雨災害は、全国各地に大規模な被害をもたらしました。災害発生時には、災害対策基本法等に基づき、予防、応急、復旧、復興という、あらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化をされています。

地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速適切化等を定めており、更に多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等整備することになっております。

熊本地震や今回の台風被害では、一時自治体の避難所運営に、自治体職員が関わったことにより、災害対応に支障を来すケースが見られたようでございます。国や県との連携や支援の受け入れなど、自治体職員は特に初動期においては、多忙を極めます。その間に職員がさまざまな事情から、避難所運営にあたってしまいますと、被災者救済、救助をはじめ災害復旧に重大な影響を及ぼしかねません。

そこで、明和町の避難所運営について、お伺いをいたします。

1点目が、内閣府が公表しております避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、市町村の避難所関係職員以外の者でも、避難所を立ち上げることができるよう、わかりやすい手引き、マニュアルの整備が必要であるとなっております。近年の災害多発の状況に対し、早急に各避難所における運営マニュアルの作成にとりかかるべきでないかと思いますが、明和町の現状をお伺いしたいと思います。

2点目、内閣府公表の避難所運営ガイドラインには、避難所生活は住民が主体となって行うべきものというふうになっておりますが、災害発生時の避難所運営の流れは、どのようになっていますか。とりわけ初動期の避難所に

あつては、地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表を選び、避難所の運営組織をつくることになっておりますが、現状どのように進んでいるのかお伺いをいたします。

3点目、内閣府の避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、地域住民も参加する訓練を実施することとなっておりますが、先の質問でも述べましたように、避難所運営マニュアルに基づく、自主防災組織の実質的訓練、避難所開設、避難者受入、避難場所の割り振り、各班編成、情報受伝達、救援物資受入配布、資機材取扱、救出などの訓練実施状況をお伺いいたします。

4点目、熊本地震では最大1日1,400名を超える他の自治体職員の派遣を受け入れました。内閣府の避難所運営等の基本方針によりますと、避難者のニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする避難所支援班を組織し、とありますが、明和町では避難所支援班はどのように組織され、災害時にはどのような動きとなるかをお伺いします。

5点目、台風10号で被災した岩泉町では、避難所運営マニュアルが整備されていたにも関わらず、役場職員が初期動の避難所運営に携わった。このことは円滑な災害対策に影響を及ぼしかねないことであり、明和町においても、マニュアルにある災害発生時の職員の動きを再点検し、住民の安全確保をすべきと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 災害発生時における避難所運営につきまして、5点にわたってご質問を頂戴いたしました。

まず1点目の避難所運営マニュアルの作成、策定にとりかかるべきではということですが、実は明和町では大規模災害時での活用を想定した明和町避難所運営マニュアルといったものをですね、平成27年、昨年の5月に策定し、ホームページ上で公開をさせていただいているところで

ございます。

ただ、この内容について、ご存知の方は非常に少ないというふうに、私どもでも承知しております。今年度の地域防災懇談会で、避難所の運営マニュアルを説明する計画となっております、このマニュアルではですね、まず避難所は住民の自治による開設・運営をめざすこと。避難所は被災者が暮らす場所だけでなく、地域の支援拠点としての役割をになう場所となるよう、在宅避難者にも配慮した拠点づくりに取り組むこと。

要援護者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりなどの基本方針を定めながら、詳細な設置運営等についても踏み込んで書かさせていただいているものでございます。なお、これはあくまでも地震災害時用でございます。ご質問にありましたとおり、水害時につきましては、この避難所運営マニュアルに、基本はよるものとしておりますが、水害時についてはですね、住民に指導うんぬんということではなしに、行政主導の避難所運営といったことになろうかと思えます。そういったことをですね、書かさせていただきながら、避難所の開設を行うこととしております。

それと、2つ目の避難所の運営組織についてでございます。この本マニュアルでは、あくまでも住民自治による開設・運営をめざすことになっておりますが、地震が発生し、応急的な対応が落ち着いてきた段階で、避難所の運営にあたっていただくということでございます。その後、避難所運営委員会を設置していただくこととなります。避難所における課題への対応や、行政の災害本部との連携など、自主的で円滑な運営を行っていただくため、内閣府運営ガイドラインに沿った形でのマニュアルの策定をさせていただいております。

ちょっと内容につきましてはですね、ご紹介させていただくといいわけですが、多岐にわたりますので、また、ご覧いただきたいということで、ちょっとご理解をいただきたいと思えます。

それと質問の3番目でございます。マニュアルに基づく避難所運営の訓練状況でございます。今年度の地域防災懇談会、4回計画しております、第3回目でございますが、避難所開設時のさまざまな課題というのが、過去の災害にもございました。その課題に対してどう対応していけばいいのかをお考えいただくためにですね、過去の災害事例を取り上げて、懇談会の皆様にお配りいただく場を、第3回の懇談会時につくらせていただいたところでございます。

また、第4回、年を明けてからの第4回の懇談会では、明和町避難所運営マニュアルについて、詳細にご説明をさせていただき計画となっております。災害後、避難所の開設につきましては、避難所の開場から始まるわけでございます、地域の代表自治会長さん、消防団の分団長さん、施設長さんが、鍵をお預かりいただいております。そこからの始まりになるわけでございますけども、そこから落ち着くまでの間、どういうふうに流れがいくのかといったことについてもですね、自治会懇談会時にきちとした形で説明もさせていただきたいということで、それとあと、どのような訓練と申しますと、総合防災訓練の時には、避難所運営ゲーム、ハグという訓練もさせていただいております。

それとかですね、避難所に設置する仮設トイレ、あるいはワンタッチパーテーション、こういったものの展示もしていただきながら、どのような避難所生活になるのかとイメージをしていただくような形でですね、総合防災訓練時についての展示等も行わせていただいております。

今後につきましては、そういった災害時の中で、自分たちがどのように生活していくのかといったことをですね、より実行性のある、どのようなものがあるか、私どもも再度いろんなことを考えながら進めさせていただきたいというのが現状でございます。

それと質問の4番目でございます。国のいう避難所支援班についてのお尋ねをいただいたわけでございます。まず明和町地域防災計画及び明和町

災害対策本部条例によりまして、災害時における機構、所掌事務を定めております。国の呼称の避難所支援班といったものではございませんが、それに相当するものとしたしましては、当町では教育班、担当課としたしましては、教育総務課、こども課、斎宮跡・文化観光課となっております。

ご質問の被災者のニーズの把握といったことにつきましては、教育班のこども課、他団体からの応援受入調整につきましては、総務班の防災企画課、ボランティアの受入につきましては、医療救護福祉班の福祉担当課が担当となります。その中で、各担当課におきます集まった情報、状況等については、災害対策本部会議で協議され、将来の状況、予測、目標の決定、対応方針の策定等について、色々と対応を考えていくということでございます。

それと質問の5番目、災害発生時の職員の初動対応についてでございます。こちらにつきましてはですね、明和町では地震災害発生時の初期段階から、対策本部が設置され、実質的に安定した活動ができる時期までに、町職員がどのように動くか、初動対応について遂行できるように、災害初動期における災害対策本部設置運営マニュアルといったものも合わせて策定をしております。

こういったものを策定しながら、災害後、誰が来ていないか、そういう状況の中でも、災害対策本部が設置できるような準備といったことでは、させていただいておりますが、こちらについても色々な形でですね、今後にも図上訓練、それとか総合防災訓練の8時半から色々なそういった立ち上げの訓練もさせていただいておるところでございますが、合わせて継続して訓練の実施をさせていただきたいということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

このマニュアルを私も知らなくて、電話を入れたら、ホームページありますよというもので、私も打ち出して見ましたけれども、問題はここだと思っ
たんですね。地域でマニュアルづくりを進めていくべきであるというふう
に書かれています。

それぞれのやっぱり小学校区単位、それぞれ全部違うと思うんですよ、
特色が。ですから斎宮や明星だったら、地震がメインになってくると思
いますけれども、大淀や下御糸やったら、上御糸も一部引かかるかわ
かりませんが、津波の浸水だとか、水害だとか、いろんなものが引
かかってくる。その時どうするのか。それぞれの学校区によって、マ
ニュアルは変わってくるべきだというふうに、僕は思います。

そのためにも先ほど質問させていただきましたけど、自主防災組織の方
々が、実質的訓練を始めて、そして、自分たちのこの小学校区、そ
れぞれの単位で何が問題なのか、どこに課題があるのかというのを、
理解しながらそれぞれの学校区で、僕はこのマニュアルをつくって
いくべきだというふうに思うんですが、そこら辺の町長さん、お考
えをちょっと確認したいと思います。町長で結構です、考え方です
から。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） おっしゃるとおりにですね、例えばあつては
ならんことですが、大淀の小学校も体育館は避難場所になっておりま
す。ところが浸水で水浸しになったと。じゃあそこで避難所というの
は運営できないわけでありますので、じゃこれは例えば明星小学校
ということになればですね、明星小学校そのものが大淀からの皆
さんを受け入れるということになった場合の、こういった運営マ
ニュアルですね、そういったものも多分に必要になってくるという
ふうには思います。

下御糸小学校でもしかりだというふうに思いますので、今、基本
的にそれぞれの避難所が、運営ができるという状態の中でのという
ことで、今、

止まっておりますので、ご指摘いただいた更にとということについては、それぞれこれからまた地域の懇談会等々も含めてですね、明星の方にも言われるんですが、大淀があかんようになったら、明星のほうへ来るわのうということも、おっしゃってはいただいておりますのでですね、そういったところで、より一歩進んだ考え方のマニュアルをですね、これからつくっていくように進めていきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 実質そうだというふうに思います。それが普通のご答弁だというふうに思いますので、紙ベースで置いておいてもですね、大淀の人がそれ持って、明星小学校へ行くのかいうたら、行かないですね。明星小学校でも大淀の人、いろんな人が来たときに、データでチェックできるような体制整備というのが、僕は必要やというふうに思いますので、そこら辺もしっかり検討していただきたいと思います。

それから、先ほど防災拠点の訓練ということなんですけれども、これは横浜市でもう21年12月、相当前ですけれども、こういう防災拠点のですね、訓練のですね、訓練マニュアルというのができております。これを見ますとですね、それぞれの地域の皆さんが、夜間集まってきたりしてですね、それで訓練をしたり、また、体育館を真っ暗にして、集まってきて、先ほど防災企画課長が言われましたように、施錠の開場から始まって、ずっと自分たちの訓練をする。

先ほど言いましたように、さまざまな運営、避難者を受け入れる訓練だとか、中のパーテーションを切って、どんなふうの実質やるのかとか、そういう訓練をですね、全てマニュアル化して、実際これで訓練をしているそうです。

ですので、先ほどありましたように、ゲームの時代はもう終わったという

ふうに思います。非常にいいゲームではあるんです。それも推進をしてきましたので、それはそれでいいことだというふうに思いますけども、実際に住民の皆さんに危機感を持っていただいて、実際に自主防災組織の皆さん方を中心にですね、実質的訓練を始める時期だというふうに思います。

先ほど一番はじめの質問にですね、18年、19年の地震のお話をさせていたいただきましたけども、ちょっと今朝調べておったらですね、4年連続して起こった戦後最大の四大地震というのがあるそうです。それがはじめが昭和18年の鳥取地震、翌年に昭和東南海地震で、昭和19年にありました。これは尾鷲等が大変な被害があったということですね。その翌年、昭和20年に三河地震があったんです。これは高齢者の方が、こっちのほうでも揺すったとって、お話を僕も聞かせていただいたことがあります。

その翌年、昭和21年に、昭和南海地震というのが、また起きてですね、これはマグニチュード8で、これも三重県等で津波等、4 mから6 mの津波が来たというふうに書いてあります。こういうふう実際に、マスコミで流されたのは、識者の話で、こういうことがあったよというお話でしたけれども、実質起こる可能性があるならば、早急にですね、そういう訓練体制を整備していただいて、皆さん方にやっぱり危機感というのがあったほうが、本当に真剣に訓練しようと思いますでしょうし、参加をしていただけるんやないかというふうに思います。

あまり煽ってはいけませんけれども、実際にこういう歴史があったんだということも周知をしていただきながら、いろいろなものを防災体制として、整備していただきたいなということを要望しておいて、次の質問に入らせていただきます。

次にですね、食品の削減に向けての取り組みをお聞きをしたいと思います。食べられる状態なのに捨てられる食品ロスは、家庭やスーパー、ホテルやレストランなどあらゆるところで見受けられます。農林水産省によりますと、日本では年間2,801万トンの食品廃棄物が発生しており、このうち4割近い

642万トンが食品ロスと推計されているそうです。

既に先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行われてきております。長野県松本市では宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ、3010運動を進めています。また、NPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供するフードバンクが有名でございます。これは一度江議員が質問されたような話でございます。

国連は2030年までに、世界全体の一人あたり食品廃棄物を半減させるという目標を採択しております。そこで明和町においても、まずは学校や幼稚園、保育所など、教育施設における学校給食や食育環境教育などを通して、食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思っております。

また、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みをはじめ、飲食店等における飲食店で残さず食べる運動や、持ち帰り運動の展開などを、町民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることが重要であると考えますが、町長のお考えを伺います。

また、あわせて全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会設立総会というのが、本年10月10日、福井市で開催されたそうでございます。これは福井県が呼びかけ、食品ロス削減運動に賛同した、全国44都道府県、201市区町村のうち多くの地方自治体職員が参加しての総会となったということでございます。

三重県と津市、四日市市、伊勢市が参加をされたとのことでございます。地方自治体が主な参加者となる、この全国ネットワーク協議会ですが、今後は民間事業者にも呼びかけていきたいとのことです。明和町の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほど、624万トン、これが食品ロスということ、そして、大半が家庭から出るごみということでありまして。ごみの減量化と

というのは、我々も今、伊勢広域で取り組んでいる1市3町も、大きな課題でありまして、多くが水分を含んだ、いわば食品ロスという形でありますので、何とかですね、この対策を練っていかなければならない。

これは一重にですね、各家庭への啓発といいますか、PRといいますか、そういったところにですね、やはりきちっと力を入れていかなければならないのかなと、まずはそういうふうに思いますが、今、農水省、それから消費者庁ですか、そこら辺のところもですね、色々と啓発に力を、実は入れ始めてきております。

食品ロスという形で全体をとらえますと、製造過程やから、あるいは小売店とか、あるいはご指摘がありましたように飲食店とか、あるいは家庭とかいうような、それぞれの食品が流通する過程の中でですね、やはりそういった問題が生じてくるのではないかなと、特に思いますが、我々としては小売店などの食堂とか、そういった点、それから家庭内での食品ロス、これに対してどう向き合っていくかという、その視点が必要なのかなと、そのように思っております。

1つは自分の家庭でもそうなんですけれども、物を買すぎたりとか、賞味期限がまだ先、だいたい期限があるでということで、冷蔵庫の中へしまっただけで、忘れてしまっただけで、気がついた時にはもう賞味期限が過ぎていたと。それがごみとして廃棄されていくというようなことが、実は往々にしてあるのではないかなと、そのように思っていますので、我々として今できることは、買すぎない、そして冷蔵庫にためすぎない、要る物を要るだけ消費をしていくという、そういう取り組みをいかに各家庭にアピールできるかなというようなことが必要なのかなと。できることから、少しずつそういったことを、町民の皆さんにアピールしていきたいなと、そのように思います。

それから、もう1つ全国おいしい食べきり運動ということで、伊勢市さんと四日市さんと、それから津市さんが加盟されたということです。伊勢

市さんは我々伊勢広域の中で、取り組まれている中心になる市さんですので、我々も伊勢市さんとうまくやる中でですね、取り組みを一緒にできればやっていきたいということでございますが、どういう形でやっていったらいいのか、また伊勢市さんに聞く中でですね、歩調を合わせて取り組んでいきたいと、そのように思います。

なお、学校とかですね、そういったものについては、教育委員会のほうから答弁をいただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（西岡 恵三） 学校での食品ロスについての取り組みということですが、これまでも日々の学級指導の中で、また、世界の中の日本とか、自給自足、食糧受給という、それから地産地消というような社会科の授業の中で、食べ残しをしない。それから、食べられることの幸せとか、食べ物への感謝などの指導ということで、いろんな教科でしております。

更にですね、食育だよりというのが出ております。栄養士さんの栄養教諭のほうから、その中でもその家庭への啓蒙・啓発、そういうことも行っているところですよ。

幼稚園・保育所においても、日々の保育やとか、食育の時間を通して食べ残しを減らすような心がけの取り組みをしていたりとかしながら、色々と工夫をしながら子どもたちの食べ残しをしない指導はしてきております。

しかし、暑い時期とか、食欲がないとき、それから中学生になると思春期に入りますので、ちょっと食べない、食べたくないという子どももおります。そういうところは、子どもが食べる量を減らしていくということも考えられますし、この間の中学校の栄養教諭と話をしましたら、もう食缶で配ります学級へ、その食缶を空にするように、全部を個人に配っていくと、その分は自分の分やで食べやないかんという意識が働くようで、そんなような工夫もしてかないかんということで、学級担任の先生にお願いをしていくとか、それから給食の委員会とかあって、色々と啓発していくということで、取り組

んでいるということです。

色々方法、指導方法を工夫しながら、これからも食べ残しをしない指導、それから啓発に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） ありがとうございます。この削減に向けてはね、国からずっと末端家庭まで、全ての取り組みを進めていかないかんというふうに思いますので、是非、明和町の中でもですね、しっかりと住民の皆さん方に、学校は学校で子どもを通じて、各家庭にですね、この食品ロスの削減に向けての取り組みや、食べ残し等をしないようにという話を進めていただいたりして、教育の中で子どもが家庭に持っていくのが、一番親御さんは聞きやすいというふうに思いますので、そういう進め方をしていただきたいというふうに思いますし、最終的にはやっぱり啓発の仕方だというふうに思いますので、町のほうの取り組みを楽しみに待っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱の禁止と合理的配慮の提供の取り組みについて、お伺いをいたします。

平成28年4月より、障害者差別解消法、正式名称は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律で、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることをめざしておるそうです。

この法律の中で、不当な差別的取扱の禁止と合理的配慮の提供を求めています。法律施行後の明和町の取り組みをお伺いしたいというふうに思います。この中では行政機関の取り組み、教育のほうの取り組み、雇用就業等の取り組み、公共交通機関、医療福祉、小売店や飲食店等のサービス関係、住

まいに関して、またこれ災害時の合理的配慮の例であるとか、さまざまありますので、何点かかい摘んで明和町の取り組みをお示しいただければというふうに思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 法律施行後の明和町の取り組みでございしますが、実は平成28年4月の施行された、障害者差別解消法の前にですね、全職員に対して、この職員研修を実施しました。

そして、合理的配慮して好ましい例や、障がいの特性に応じたサポートのポイントなどを示した、障害者差別解消法職員マニュアルを作成し、各課へ周知いたしました。

合理的配慮の提供につきましては、新たに取り組むというよりは、既の実施している内容もありまして、法の施行により、それらを再確認させていただいたところです。なお、新たに障害者差別解消法の施行を契機に、聴覚障害者等のコミュニケーションの手段といたしまして、福祉保健課の窓口には携帯用筆談器を設置いたしました。

また、明和町の障害者の会が、研修として県の出前講座を活用し、障害者差別解消法について学んでいただきました。この研修やその後の当事者の方々からのご意見を伺うと、障がい者ご自身がどんな配慮が必要で、どうして欲しいのかという要望を、しっかり出していただくことが必要であり、またできること、できないことが確実にあることを認識していただくように努力する必要があるというふうに感じたところです。

一人ひとりの障がいの種類や程度、ニーズに合わせて可能な範囲で配慮を行い、真摯に対応することが必要であると考えています。そして、障がい者及びその家族、その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談や、紛争の防止または解決を図る窓口を、福祉保健課内に設置したところでございます。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○**教育長（西岡 恵三）** 学校現場では、法施行前からさまざまなことで、もうやっておりますので、特段に施行されたからというところはございませんでした。

その法が施行されたことについては、教職員には周知させましたし、そのことによってもう一回再確認をしていこうという取り組みをしているところでございます。

特別に行ったものとしては、今年度は下御糸小学校において、今、完成をめざしておりますバリアフリー化の工事につきましても、法施行前から学校や保護者の要望の中で、協議の中で進めてきたものでございましたし、今後においてもですね、状況に応じて合理的な配慮や、法が施行される趣旨も十分に踏まえながら行っていきたいというふうに考えております。

○**議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

北岡議員。

○**9番（北岡 泰）** 早くから取り組んでいただいておりますが、行政機関の中でやっておると、一般民間の人にですね、周知をする、町民の人に周知をするというのは、また違うような気がしますので、そこら辺のですね、企業さんに対してですね、雇用や就業に対しても、こういうことをしなくてはいけませんよとか、サービス業ですね、障がいをお持ちの方に対しての、ほとんどの明和町内の店舗に、ちゃんとスロープが付いておるか、手すりが付いておるかとか、そこら辺のそれぞれの周知徹底というのは、行政としてどのように取り組んでみえるのか。

また、障がいがあるということで、車椅子等で行ってですね、来客をはねられるということはないのか。そういう事例は聞いていないのかという細かいお話なんかも、福祉保健課さんとしては掌握してみえるか。そこら辺のちよっと確認をしたいというふうに思います。

周知をどのように、一般の末端までしたのかということと、それから、以

降の何かいろんな情報が入っていないのかという確認をさせていただきたい。
あと学校に対しては、タブレットのことで、後で聞きますので、また後で質問をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、福祉保健課長。

町長でいきますか、町長。

○町長（中井 幸充） 各企業につきましては、今ちょっと聞いたんですけども、県のほうからそれぞれ通達がいくということです。

それから、私どもは採用とかですね、各企業を回っておりますので、その時にですね、これらを含めて、人権問題も含めての色々な採用条件、そういったものをお願いということで、人事担当の方々にお願いを、各職員が手分けをして訪問をさせていただいておりますので、そういった時にですね、これらの確認、ただ先ほど言われた食堂とかですね、飲食店でスロープが付いているか、付いていないかという確認はですね、正式に全部の事業所を回ってやった記憶はございませんので、これからの1つの取り組みとして、改めて考え直していきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか、北岡議員。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 是非、細かく丁寧に進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをします。

次に、学校教育現場でですね、I T Cを使った形でのダイジー教科書の導入状況を、ちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしく願いします。

資料をちょっと配布をさせていただいておりますので、議員の皆さんにもちょっとした簡単な資料はいつておると思います。マルチメディアダイジー教科書というものでございます。発達障がいの子童に対する学習環境整備も、合理的配慮の一部として取り上げるべきと思い、質問をさせていただきます。

発達障がいのお子さんは、読み書きが苦手、特に漢字の課題、発音が不明

瞭、語意が少なく、言葉の意味・理解の課題、また注意・集中が苦手、コミュニケーションが苦手、ソーシャル課題、算数の課題、不器用などの特徴があるというふうに言われております。

マルチメディアデージー教科書の研修に、ちょっと大阪のほうへ行ってきました、そこでお受けをした富田林小学校の明石支援教育コーディネーターのお話が、読めること、それは学習の扉を開くことという課題で、お話を聞かせていただきました。

デージー教科書を使うことにより、逐次読みでたどたどしい。飛ばし読みや勝手読みをする。読むのに時間がかかるので疲れる。プリントの問題を読んで見て、何を問われているのかを理解しにくい。漢字の読みに課題がある。漢字を正確に試写できない。文字の形が悪くバランスが悪い。漢字がなかなか正確に書きにくい。語意が少なく言葉の意味理解に課題がある等の問題が解消できた事例を通して、活用の重要性を述べられておりました。

なかなかこうやって言ってもわかりにくいので、ちょっと議長のお許しをいただきまして、簡単にそのものはどんなのかというのを見ていただきたいと思います。また、パソコン等で見ていただくといいんですが、この絵があって、字がありますけれども、この一部黄色のところ、読み上げるところになっておるそうでございます。

〔自分の家もわからなくなって、時々フラッと出かけては、道に迷っちゃう。台所の火をつけたまま〕

こういう感じですね、自分のこれは文字の大きさも変えれます。それから読むスピードも変えれます。これ調整ができるものだそうです。これはもう1つの新聞記事ですね、デジタル教科書というふうに言われておるそうなんですが、上田の小学校、6年生0点が100点というふうに書かれた記事があります。今年の3月の読売新聞で、これは長野のほうだと思います。

学習障害を救った、読み書きが不得手で、テストは0点ばかりだった、上田市の2人の小学生が、デジタル教科書の活用で成績を伸ばし、今春卒業す

る。文部科学省もこうした教科書の利用を後押しするが、普及は現状進んでいないということでございます。

一番下におりていただくと、その上にですね、「オレは、バカじゃなかったよ、ずっとバカだと思っていたけど。」100点の答案を手に清水君が言った言葉に、母親は「つらい思いをさせてしまった」と涙したということで、この小学校では全校児童760人のうち、約5%がこの教科書を利用。池田教諭は読みか苦手な子は、この教科書があれば特別支援学級ではなく、通常学級で学べることがあるという。2人が進学する中学校では、この教科書を通常学級で使った実績はないが、星野君は「これを使ってみんなと勉強したい」というふうに話すという記事でございます。

なかなかこの障がいというのは、わかりにくいし、理解をしてもですね、それまでの学校教育現場での教え方を変えるというのは、なかなか難しいような気がしますけれど、このデイジー教科書の導入について、現状と課題を、教育長と町長に、すいません。時間が少ないようですので、ちょっと短くよろしいお願いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 惠三） デイジー教科書については、私も日本障害者リハビリテーション協会のホームページで見ましたし、それを録音してこうと試みたんですが、私の役場のパソコンでは取り寄せることができなかったというのが事実なんです。

デジタル教科書は各学校とも随分入れるようになってきて、新しくデジタル教科書で授業するという教師も増えてきましたけれども、デイジー教科書というのが、学校現場ほとんど知らないというのが現状なんです。それほど普及というのに、三重県ではわりと使っているところの特別支援教育学級とか、そういうところが使っている方、県もその支援教育課は、そういうデータがなかなか送られてこないというのが現状でございます。

そのためにですね、このデイジー教科書がこういうものだと、無償で取

り寄せることができるというようなことも、普及のためにですね、教職員に一回どうやという形で、啓蒙・啓発していきたいというふうに思っています。

そのためには、タブレット端末が必要になるのか、パソコンはみな学校にありますので、それに取り込まれるのか、そこら辺の検討はしていかなければならないと思いますので、まずはですね、どんなものかという、デジタル教科書がどんなものかということ、教職員に知らせること。

そして、そういう周知から始めていきたいというふうに思っています。必要に応じた導入については、これからも考えていきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

このままですと、お昼を回ってしまいますが、議事の都合により、会議時間をあらかじめ延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

よって会議時間を延長することに決定しました。

答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 是非、進めていただきたいというふうに思います。

パソコンですとね、各学校のサーバーか何かでアウトにしてしまう可能性があります。iPadとか、タブレットですと、簡単に入ってきますので、タブレットの推進をしていただきたいというふうに思いますし、お子さんに持たせるのもですね、タブレットのほうが楽であろうというふうに思います。

そのタブレット端末のそれぞれどんなものか見て、試させるのに、お金が

要るんですが、是非、町長ひとつよろしくお願いをしたいと、ここで要望しておきますので、お願いします。

時間がございませんので、次へいきます。

読み書き支援の体制整備について、お伺いをいたします。

すいません。時間がないんですね、答弁時間が5分ですので、ちょっと先に障害者グループホームの不足分についての進捗状況についてをお伺いをしたいと思います。

本年3月議会で、町長の所信表明の中で述べられておりました、障害者グループホームの進捗状況について、お伺いをいたします。

これまでに設置されたホームの定員は、2施設14名であります、3年前の報告において対象者は28名みえるとのことであったとっております。現状の対象者人数と、過去と変わらない人数であれば、残り2施設14名分の設置計画と、町長の所信表明では、今年度中に何か進むような話やったというふうに僕は思っておるんですけれども、設置計画と現状をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 対象者の人数は、今、22名でございます。

従って、おっしゃるように、新たな施設の設置が望まれるわけでありませう。私どもも設置に向けての色々な検討をやっているんですが、実際にその運営をいただくところとの協議がなかなか整わないというのが、現状でございます。今しばらくですね、やはり一番肝心なのは運営をやっていただくスタッフとか、いろんな人材の確保ということが、一番の問題になってきますので、そこら辺のところ今しばらく時間をいただく中でですね、設置に向けて、今後も努力していきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

北岡泰議員。

○9番（北岡 泰） ありがとうございます。

では、また質問に戻ります。

読み書き支援の体制整備について、お伺いをいたします。近年、高齢化の進展に伴い視覚障害者のみならず視力が低下した高齢者など、読み書きに支障がある人への支援の必要性が訴えられています。日常生活を送る上で、読むことと、自己の意思を表すための書くことというのは、必要不可欠の行為といえます。

しかし、視覚障害者や視力が低下した高齢者などには、これが十分に保障されているとはいえない状況にあります。こういった読み書きに支障がある人への支援は、共生社会の実現に向けても重要な課題となります。そこで必要となるのが、目の不自由な人を対象とした代読、代筆などの読み書き支援の充実であります。

例えば金融機関や自治体の役所から送られてくる通知など、社会生活を送るために必要な書類などを受け取っても、目が不自由なために確認できないという事態に悩む人は少なくないと思います。また、東日本大震災では多くの被災者が、避難生活を送る中で、避難所などに掲示された各種お知らせ等が自ら読めず、周囲に読んでくれる人もいなかったため、必要な救援物資を受けられなかった高齢者や障がい者がいたとの指摘もあります。あらゆる物議に関する情報化の流れが進展した今日において、情報を正確に得て発信することは、極めて重要だと考えます。

これまでNPOなどを中心に、目の不自由な人への代読、代筆支援などを訴えるなど、読み書き支援に関する取り組みが進められてきています。そうした中、東京品川区では、平成23年4月に策定されました、区の地域福祉計画に、読み書き代行サービスが盛りこまれ、区内で既に実施をされているようであります。

一方国レベルでは、平成23年7月に成立した、改正障害者基本法に読み書き支援サービスを行う人の養成、派遣を、国や自治体に求める規定が盛りこ

まれ、更に平成25年4月に施行された、障害者総合支援法の実施要項に、自治体が行う支援の1つとして、代読や代筆が明記をされました。

今後、潜在的なニーズを含め、読み書きが困難な方への支援の必要性は、一層高まると考えられます。そこで、明和町におきましても、プライバシーを確保できる専門の支援員の養成に取り組むなど、代読・代筆支援を必要とする人のニーズに応じて、いつでも受けられる仕組みづくりを、つくらなければならないと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 読み書き支援につきましては、町では必要に応じて視覚障害者や聴覚障害者の方に、障害者総合支援法上の福祉サービスであります居宅介護、同行援助で、コミュニケーション介助として、郵便物や回覧板等の代読、手紙等の代筆の支援を行っています。

また、視覚障害者の方には、同行援助の福祉サービスにおいて、外出先で代読や代筆の支援を行っております。今後もこの枠組みの中で、対応していきたいと考えております。

また、ボランティアグループの明和の鈴の音会さんの皆さんが、広報めいわを録音して、声の広報めいわとして、また図書の音読などをして、それらを視覚障害者の方に提供されてみえます。

ご提案のありました代読・代筆のサービスについてですが、読み書きが困難な高齢者や障害者が、日常生活において不自由なく暮らせ、情報取得、利用することが可能になれば、本当に大変有効なものであると考えます。今後、先進事例や県内の状況も把握した上で、プライバシーを確保できる専門の支援員の養成だとか、専門知識の習得、またそしてどのように運営をしていったらいいかという課題等について、調査研究をいたしまして、社会福祉協議会やボランティアグループなどとの関連機関との連携も考慮した上で、支援策について検討していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

北岡泰議員。

○9番（北岡 泰） ありがとうございます。そういうサービスをしっかり展開をしていただきたいというふうに思います。

あと先ほどデジター教科書でも取り上げましたが、i P a dを使ってですね、ワードやエクセルのデータを読み上げるという、そういうソフトも現状開発をされているそうです。そういうものも活用しながらですね、窓口でちょっと使っていて、そういうものもありますよという、今は本当にスマホなんかはですね、使いこなしている高齢者の皆さんが、すごく多いものですから、ちょっと目がうとくなくてもですね、そういうものを使って読み上げるという機能があればですね、もっと簡単に推進をしていただく、そういう自分自身でもサービスを求めることができるということがありますので、そういうものも含めて、さまざまなサービス提供を考えていただきたいというのを要望いたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、北岡泰議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午後 0時 05分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開き

ます。

(午後 1時 00分)

3番 中井啓悟議員

○議長（辻井 成人） 3番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「農業行政について」「保育所及び幼稚園の状況について」の2点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

○3番（中井 啓悟） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、事前通告に基づきまして、一般質問のほうさせていただきます。

昨年3月の農振除外申請に端を発した、大淀地区への牛舎建設問題は、大淀地区で反対署名などありましたが、現在はどのような状況になっているのか、お聞かせください。

また、本年の5月18日に開催された全員協議会において、地元の反対派、事業者、町の3者で、平成28年中を期限として、牛舎建設を停止するといった内容の覚書を交わしていくとの報告がありました。

現在、事業者は3.2haのうち牛舎1.3ha、牧草地1.9haとして取得しておりますが、牛舎以外の土地利用について、町が事業者と協議をされ、営農型ソーラー施設が建設されることになるのか。また、ならないのかなど、その後どのようなようになったのか、その経過と現状についてもお聞かせください。

それに伴い反対協はゼロベースで、絶対に牛舎建設反対の立場であると思いますが、もしもこのような結果になった場合、反対協の皆さんには納得してもらえるのか、お聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 中井啓悟議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） 中井議員のほうから、大淀の牛舎建設についてのご質問をいただきました。昨年3月のご質問の中にもありましたように、農振除外の申請で端を発し、牛舎の建設問題が色々と地元の方々の反対署名等も出されました。

昨年の4月28日からですね、町のほうに対して、3,718名の方の署名が提出をされました。いずれも牛舎の建設についての反対署名であります。

質問の中にありましたように、本年5月に全員協議会を開催し、その中で覚書を交わしたということでございます。その内容につきましては、その内容並びにそれ以降の経過につきましては、副町長のほうから詳細について説明させていただきます。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（寺前 和彦） 失礼します。

ただ今ご質問がありました、5月18日の全協以降の牛舎建設についての経過を説明させていただきたいと思えます。

議員ご承知のように、6月10日に大淀地内大規模牛舎建設反対連絡協議会と事業者であります湯浅商事株式会社、そして、町の三者によりまして、覚書の締結をさせていただいたところでございます。

その内容は、全協でも報告をさせていただきましたが、1つは、事業者の牛舎建設計画に伴う農用区域内の農業場の用途区分変更を含む、農業振興地域整備計画の変更について、速やかに手続きを行う。計画の変更を速やかにという内容でございます。

それから、2つ目は、牛舎建設計画については、本年末までを期限といたしまして、支払済土地代金の解決を前提とした牛舎建設計画の中止、あるいは牛舎以外の土地利用に関して協議を行い、その間は牛舎建設計画にかかる一切の工程を停止するといった、2点の内容が主な覚書の内容でござ

ございました。

なおですね、1つ目に申し上げました農業振興地域整備計画の変更、これにつきましては、8月に県の同意もいただきまして、8月18日付けで変更の決定をさせていただいたところでございます。

それでは、その後、覚書の締結後に、事業者のほうから既に取得をしております太陽光発電事業にかかる認定を活用して、牛舎建設の代わりに発電施設の設置が可能かとの問い合わせがございました。

農用区域内でも設置が認められております、営農型の太陽光発電施設であれば可能であると、こういった話をさせていただいたところでございます。その後、事業者におきまして、本格的に太陽光発電の検討を進められたというふうな経緯でございます。

なお、太陽光発電、営農型の太陽光発電につきましては、ご承知のとおり発電施設の下の農地におきまして、作物の生産を、その作物の平均的な収量の8割以上を維持するといった、営農をしながらの発電事業の実施をする形態のものでございます。

事業者による検討の結果、農地法3条及び5条の許可により、取得をいたしました全体面積3.2haのうち、3条許可により取得をした農地、約1.9haに太陽光発電施設を設置するとの回答がございました。

そして現在、施設に必要となる営農型太陽光発電施設の支柱部分にかかる、1次転用許可申請、11月21日に受付をしていただいておりますが、提出をされております。現在、農業委員会におきまして、申請内容について、精査をしていただいているという状況でございます。

また、3点目に、ご質問をいただきました太陽光発電を設置をすれば、反対協議会の皆さんは納得されるのかというご質問でございますけれども、これまで反対協議会との皆さんとの話し合いにおきまして、当初から農地法の3条並びに5条許可により取得した3.2ha、全ての土地における牛舎建設反対との考えを示されておきまして、現在もその考え方に変わりなく、

残る5条許可で受けられました1.3haの土地につきましても、牛舎建設以外の土地利用が図られるよう望まれているというふうに認識をいたしております。

残る1.3haの土地利用につきましては、現在、未定のままであり、年内もですね、残すところ10日少しといったところでございますけれども、期限まで後わずかでございますが、覚書の内容に基づきまして、引き続き事業者と話をさせていただきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） まず反対署名の現状について、答弁いただきました。

昨年の4月28日からこれまでの間に、3,718名の方の署名が提出されたとのことなんですけれども、この署名の扱いはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

法が規定する直接請求にかかるものなのか、どういった類で署名を受理されたのかのお考えをお聞かせください。

それと、仮に署名の扱いを直接請求に基づくものとして、お考えであれば、署名の審査というのはされたのかどうかもお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、副町長。

○副町長（寺前 和彦） 署名の件でございますけれども、中身につきましては、法的ではなしにですね、町民の皆さんの意見を署名にさせていただいたという形で、我々を受け付けをさせていただいているところでございます。

その審査にかかる、例えば変更等々にかかる、牛舎建設等々にかかる、そういう何か必要な書類とか、そういうものではございませんので、冒頭にも申し上げましたように、町民の意見を署名にさせていただいたという取

扱いで受けさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 法的なものはないとのお答えをいただきました。その署名が有効なのか、無効なのか、署名活動に携わった方々の労力を、無駄にもできないと思いますので、しっかりと確認する必要があったのではないかと思います。

反対署名の数に重きを置くのであれば、正式な審査をして、有効、無効をきちんと把握する必要もあったのではないかと。因みになんですが、無効となる署名として、署名活動によって集められた署名が、必ずしも全て有効とはなりません。無効となるのは、次のような場合があります。

署名簿の記載事項を欠く署名、署名欄には、署名、しるし、印ですね、のほか署名年月日、住所、生年月日等の記載が必要ですが、署名年月日、住所、生年月日のうちいずれか1つの記載を、まったく欠くことがあれば、その記載は無効となります。

2として、選挙人名簿に登録されていない者の署名。

3として、自署ではない署名。

4. 押印のない署名。

5. 署名収集の権限のない者が収集した署名。

6. 法定の収集期間、方法が守られていない署名。何人であるか確認しがたい署名。判読できないものなど。あと詐欺や脅迫による署名というものがあるんですけども、その辺りも含めまして、これまで審査方法としてはと、改めてどうなったのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、副町長。

○副町長（寺前 和彦） 議員のほうから署名の書式といいますか、署名にはこれだけのものが最小限必要だというふうに、お話をさせていただいた

わけですけれども、最初、冒頭も、先ほどの答弁もさせていただきましたように、町民の意見として、署名を受け付けをしているという状況でございます。中身につきましては、住所と名前しか書いてございませんので、議員が申されたような厳格に印鑑であるとか、あるいは選挙人名簿に載っているとか、自署でないとか、そういうことについては審査をいたしておりませんが、中身的には先ほど選挙人に出ておるのかという話で、町外の方は選挙人ではございませんので、因みに町外の方は、397名の町外の方が署名をされてみえるというのもございます。

それからあと字が正確に見えるのかと、あるいは自筆で書いてあるか、その辺は受付の段階で判断をさせていただいておりますけれども、ほぼその辺りは判断ができるというものについては、署名の数に入れさせていただいておるといふような状況でございます。

厳格な、本来署名の中身をですね、点検をして、こういう数値をあげさせていただくのがと思いますけれども、町民の意見として受け止めておる関係上、そういう住所、氏名ということで、受付をさせていただいて、読み取らせていただいているというような状況でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 先ほど言ったようにですね、厳格にしてくださいということを行っているのではなくて、署名活動に携わった方々の労力を、先ほども言いましたけれども、無駄にしないためにも、そういうことも多少必要なんではないかと。法では計れない住民さんの気持ちというものが、やっぱりありますので、その辺を汲んでいただきたいというのが、私の思いであります。

結果的に農振協議会では問題のなかったことを、町長と町の判断の中で、牛舎を建てさせないとしたことは、農振法上どう取り扱うべきであったのか。

農振協議会の判断に誤りがあったのか。その辺りのお考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今回の牛舎の建設計画を含む諸手続き、農業振興地域整備計画の変更、それから、事業者からの申入れにありました農振法による、そういった法的な手続き、これらについてはですね、我々としましても、所定の手続きをそれぞれ農業委員会、あるいは整備促進協議会のほうに諮問をさせていただいて、そして、それなりの答申をいただいたわけでありますので、それらに基づいて農業振興法の点からは何ら問題はないということで、手続きを進めさせていただいたところでございます。

しかしながら、一方で家畜を飼うという、牛を飼うという視点の中から、周囲の方々から周辺を汚染するのではないかと。あるいは悪臭、害虫等々、生活に不快な問題が生じるのではないかとというような畜産環境問題が提起をされたわけでありますので、我々としては先ほどご質問等にもありましたが、3,700有余の中身の、署名の中身はともかくとしまして、それだけの民意というか、意見があるということ踏まえた上で、事業者のほうとも再三再四話し合いをさせていただく中で、今日まで待っていただいておりますという状況でございます。

法的な手続きについては、今、全て進めさせていただいております。あとは覚書によって、今なんていうんですか、協議をさせていただいておりますという、そういう状況であります。

従いまして、農業振興法の観点からではですね、農業委員会の許可の問題、あるいは農業振興法の取扱いの問題については、何ら問題がないことは申し添えておきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 先ほど答弁いただいた中でですね、周辺への肉牛の飼育について、周辺の環境汚染につながる心配があるというふうにお答えいただきましたけども、これに対して町としては、どのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせください。

また、3,200人ほどの署名についてなんですけども、当初、飼育頭数は400頭での申請だと聞いております。それが、最終的に2,000頭の飼育をするというような噂であったりとかですね、また、建設計画の中で雨水以外の排水は一切外へは流さないというような施工計画であったと思うんですけども、糞尿の地下への浸透を懸念するような署名の内容があったということも聞いております。

その中で、本当の意味でのということか、反対の署名というのは集まったものなのとお考えなのかどうかということをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、副町長。

○副町長（寺前 和彦） 周辺の環境、家畜の飼育に伴って、周辺の環境について、どのように考えておられるのやということでございますけども、議員が申されましたように、臭いの問題がございます。

それと、ここは浄水場、町の浄水場でございますけれども、その浄水場の保護区域内にこの牛舎が設置されておるといふようなこともございまして、この2点が危惧をされるということで、周辺環境を汚染したりといふような話で、反対協の皆さんからですね、お話をいただいておりますという内容でございます。

それから、あと排水等の問題もこの中にはございます。それとか、狂牛病の問題ですね、これが発生した時にはどうするんやとかいいう話もいただいております、いろんな中身、反対の中身があつての内容でございまして、署名もそれに沿った形で、署名をされているというふうにご認識をしております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 設備等についてはですね、周辺環境を守られなければですね、県のほうも許可申請でないと思いますので、そこら辺はクリアできるかと思います。先ほども言わせていただいたように、住民さんの気持ちというのが、強く感じていただいたということで。

今日、今回この大淀牛舎の件で質問させていただいたのはですね、先日、辞職願が受理された西岡元議員の立場を守る意味もございました。地元反対協から牛舎建設に反対する請願採択の際、西岡元議員は、私を含め3名の議員が反対したわけですが、決して牛舎建設に賛成という立場ではございません。

その理由としてですね、農業を振興する地域で、農業をしてはならないという農振法における法律の趣旨とはかけ離れた内容であったため、このことが通用するかどうか、疑問だったということ。

また、委員会に出された反対協からの請願内容と、議会から町に出された意見書の内容では、ズレがあると感じました。それは地元反対協の皆さんの本意ではないと、当時はそのように判断いたしました。

加えて当初より地元が割れて混乱することも危惧しており、それは避けなければという思いも強く持っておりました。町が中立の立場で、しっかりと決断していただければ、このような混乱はなかったのかもしれない。また、西岡元議員や担当課長におきましても、今のような現状は避けられたのかもしれない。

請願採択後は、オール議会として、気持ちを一つにするのは議員として当然のことです。そのため我々は反対協の皆さんとは、違う角度からではありますが、この件についてどのようにすれば、町民の皆様のためになるのか。加えて農業振興もできないか。そして、事業者にも不利益が出ず、産業活性ができないかなど、最善の方法を探して取り組んでまいりました。

町として今後も最善の方法と判断を選択していただくようお願い申し上げます。

それでは、次に幼稚園、保育所の現状について、質問いたします。

全国的には、慢性的な保育園不足が叫ばれ、保育所不足だとも言われています。保育所に子どもを預けたい親は増える一方で、保育園、保育士が足りていないというのが現状ではないでしょうか。その理由としてあげられるのは、保育士さんは後園時間のあとも、さまざまな仕事をしなければならないことや、帰宅できるのが定時以降になったり、仕事を持ち帰らなければならない場合があったりと、時間的にハードな仕事であることが考えられます。

第5次明和町総合計画では、保育環境の充実について、基本方向では明和町次世代育成支援行動計画に基づいて、少子化や女性の社会進出の増加などに伴う社会情勢の変化による、多様化する保育児需要に対応するために、待機児童の解消と保育所のサービス内容の充実を図り、適切な定員管理と保育士の配置、保育施設の整備に努めることになっています。

そこで質問いたします。

待機児童数、保育指数、延長保育、土曜保育、一時預かりの状況などを含め、明和町の幼稚園、保育園の現状を、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 中井議員の質問の幼稚園、保育園、特に保育士の現状ということで、よろしいでしょうか。ついでに質問をお伺いしました。

明和町の幼稚園、保育園の現状なんですけども、当町では幼稚園が3園、保育所が4園という形で、あと認定保育所のゆたかがございまして、8園の施設を持っております。

その中でですね、特に幼稚園の保育士さんについての需要が高まる中で、

供給が随分とできないという状況も、ひとつ一番苦勞しておるところです。いわゆる保育士、特にフルタイムの臨時的な任用の保育士さん、当町では嘱託職員と呼んでいます、こちらの確保にも苦慮しているところがございます。

朝7時から夜7時までの開園時間の中で、ローテーションを組んで、保育にあたってもらっているし、その他の業務も時間を要するものが増えてきております。不足な勤務、ハードな仕事という印象になっているのも認めません。このことが保育士不足の原因の1つであると思っておりますが、この状況をどうしていくか。いろんな策も検討しながら、保育士の確保に努めているところがございます。

町民の皆さんの保育のニーズに努めていくよう、努力していきたいと思っています。保育士、幼稚園の園児数の減少、保育所、こども園における各施設の入所児童の偏りがございます。近年は保育所の需要が随分高まっております。そういう中で、これらの是正を含めて、統合を含めた再配置を視野に入れた検討を、これからも幼稚園、保育所のところでは進めていきたいと考えていかなければならないと思います。

また、待機児童数、保育士、延長保育や土曜保育、一時預かりの状況ということですので、この件については課長のほうから答弁させます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） それでは、まず待機児童についてですけれども、毎年10月の初めから末日まで、翌年度の入所申込みの受付を行います。その時点で申込みをいただいた児童については、入所審査において、第1希望以外の保育所、こども園への割り振りも行う中で、待機児童を出さないように、何とか対応していますが、11月以降も受付は随時行っておりますので、11月以降に申込みをいただいた児童については、待機になってしまうケースが発生しております。

26年度の4月1日現在の待機児童数は1名、27年度の4月1日現在の待

機児童数は13名でした。今年、平成28年度の4月1日時点での待機児童数は0名でした。10月1日現在では、今年の10月1日現在では、7名ということになっております。

待機児童となっている児童につきましては、0歳から2歳ばかりで、保育士の数が多く必要な低年齢児童において、10月の申込受付期限後の受け入れが難しい状況が続いています。

次に、保育士、幼稚園教諭の数ですが、育児休業取得中の職員等を除いた正規職の保育士、幼稚園教諭とフルタイムの嘱託保育士、幼稚園教諭の合計は、平成26年度が115名、平成27年度が129名、平成28年度が128名で、短時間勤務の保育士、幼稚園教諭を合わせますと、平成26年度が127名、平成27年度が150名、平成28年度が157名で、平成27年度に大きく増えておりますのは、こども園の開園があったためです。平成28年度も少し増えておりますが、主に短時間保育士、幼稚園教諭が増えたことによるものです。

次に、延長保育の状況ですが、明和ゆたか園を含めた、年間延利用者で、平成26年度が2,972名、平成27年度が2,463名、平成28年度が現在、集計できている範囲での数字で1,638名となっております。

次に、土曜保育の状況ですが、明和ゆたか園を含めた、年間延利用者で、平成26年度が2,922名、平成27年度が3,469名、平成28年度、今年が12月第1週目までで、2,219名となっております。

次に、一時預かりの状況ですが、明和ゆたか園で行ってもらっています未就園児の一時保育については、平成26年度が年間延452名の利用でした。平成27年度が483名の利用がありました。平成28年度の11月までの状況は、延177名の状況で、利用者が若干減ってきている状況にあります。

また、公立幼稚園での平日の16時までの預かり保育、平成28年度からは時間を延長して、16時半までの預かりとしましたが、これにつきましては、平成26年度が、年間延5,109名、平成27年度が2,477名、平成28年度が現在、集計できている数字として、1,937名。

夏休みなどの長期休業中の預かりは、平成26年度は実施していないため0名、平成27年度はこども園の幼稚園部のみの実施ですが、各期間合わせて延90名、平成28年度からは全幼稚園での実施となりますが、夏休みまでの数で、257名となっています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 0歳から2歳児までの待機児童が増えているとの内容の答弁をいただいたと思うんですけども、保育士が足りないことが、その原因であると思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

また、他市町と比べて、明和町の保育士の勤務実態というのが、どうなっているのか。わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

また、これらの今後の対応として、どのようにちょっとざっくりした質問になるんですけども、今後の対応をどのようにしていく、お考えがあるのかも合わせてお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、こども課長。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 0歳から2歳のお子さん方の待機児童が多いということにつきましては、やはりみている、保育士1人のみれる数が、少ない人数しかみれませんので、お子さんを、一人の保育士の人数ですけれども、1人増えると1人要するという形になりますので、直ぐにとれない、先ほども募集しても、なかなか来ていただけない部分もありますので、その分として、見つからない分としては、待機児童が出ているという部分は、多分にあるかと思います。

それと、施設の問題もあるんですけども、どちらかというところ、やはり保育士が見つからないという部分のほうが大きいと思っております。

それから、勤務実態というのは、そこに具体的にどういうふうに、ちょ

っと答えさせてもらったらいいのかわかりませんが、先ほど申し上げました正職と嘱託と、私どもは言っていますけども、人事的に雇用していますフルタイムの職員につきましては、朝7時から夜7時までのローテーションを組んで、早番とか遅番という形で、色々勤務にあたってもらっています。

それで足りない部分について、短時間保育士でつないだりとか、2人の短時間保育士でつないでやったりとか、そういう形で補いながらやっているというのが現状であります。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 他市町と比べてというのは、直ぐには出ないかなと思うんですけども、やはり仕事としてはハードな仕事であるというのは、否めないかなと思いますので、今後も財政問題等々ありますけども、勤務のもう少し楽になるような、そういったような是正もお願いしていきたいと思います。

次に、来年度にわたり産休などで5名程度の保育士が、職場を離れると聞いていますが、その補充については、どのような対策をしておられるのか、教えてください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 今、産休等の保育士の補充対策についての質問で、おっしゃるとおり今年の10月以降、産休に入り出産を迎える保育士が5名おられます。

産休、育休、休業取得者の補充や代採については、これまでは嘱託保育士の募集で賄ってまいりましたが、なかなか嘱託保育士の確保が困難な状況が続いているというのが現実で、今回はじめてですね、育児休業代替任

期付保育士、正職に似た形で期限付きの保育士の募集を、10月に行いました。

この育児休業代替任期付保育士というのは、期間中は正規の保育士との労働条件ということが、正規の保育士と同じ条件という形で、やって雇用するという形態をとっていきたいというふうに思います。

今年の募集したところ2名という応募がありまして、2名の採用という形になってきました。4名ほどの採用を考えていかなければならないところですので、2名では補充できない園については、やはり主任が担任をしたりとか、業務などのやり繰りをしながら、その嘱託保育士と色々とやり繰りをしながらですね、乗り切っていくという方法もひとつ、今はそういう状況になります。

また増えてくると、この任期付保育士の募集を、また再度やっていききたいというふうに思っています。そういう状況が今あるということだけ報告させていただきます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） それにつきましても、今後、不足がなるべく出ないように、保育に支障を来すという観点からも、またお願いしたいと思います。また、新規採用、また再チャレンジ枠などを希望する方、やる気のある方のためにもですね、引き続き誠意努力していただくように、お願いいたします。

続きまして、双葉幼稚園の閉園について、質問いたします。

先日、下御糸地区の方と話す機会があり、双葉幼稚園の閉園について、教育委員会から話があったとのことでした。園児が少なくなったから園を閉めるといった目先の考え方ではなく、将来的な少子化の中で、幼稚園、保育所の統合を進めていく。その第一段階として、双葉幼稚園を閉園し、旭ヶ丘幼稚園へ入園してもらうといった話の仕方をして欲しかったとの声も聞きました。

た。

先ほどの質問、一般質問とかぶるところもあるんですけども、今現在どのような状況になっているのか、お聞きいたします。また、そのことについて、どうお考えなのかも伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 惠三） 江議員からも指摘をされていたところですけども、唐突であったということは、否めないということでもありますけども、2回目の説明会に、私も行かせてもらいました。

その時は、町の情勢、小学校の情勢等々についても、その保護者の皆さんには話をさせていただいたというふうに、私は思っています。1つの園がなくなるというのも、大変なことですけども、我々としてもそういう1つの施策として、子どもたちのためにやっているんだということも、認めていただきたいなというふうな感じ方で、私のほうからは町全体の話もさせていただいたつもりであります。

この統合等のあり方ということにつきましては、平成24年3月に就学前教育保育教育検討委員会ということで、明和町の就学前教育保育教育のあり方についての答申を受けて、それから以後、やはり子ども園化をしていこうという中身で、検討してきたところでございます。

そうした中で、もう今年の状況、入園時の募集の状況は、皆さんにもお示ししましたように、幼稚園の募集の人員が本当に極端に落ちてきたというんか、本当に双葉は6人、斎宮幼稚園10人、旭ヶ丘9人とか、そういう状況になってきて、幼稚園の維持というところに随分と検証がなされてきたというふうな現状があります。

その中などどうしていくかという形で、これに対する対応策というものを、先ほども課長が言いましたようにですね、夏休みの預かり保育、長期休業中の幼稚園でもやろうやないかという中身で、今年度から全て幼稚園でやろうという、双葉については給食設備がありませんので、旭ヶ丘で受け入

れるということで、何かの幼稚園も利用を満たすための対策をとりました。

それで、この29年度募集をしたところでも、ぐっと落ちていってしまっていくという状況にあります。これを何とか解決していく方法をとりたいという中身で、こども園化をしていこう。今年度は本当にこう0、1、2歳の運営をどうしていこうかということで、斎宮幼稚園の空き教室が3教室あります。それを利用しながら、斎宮ベビールームという0、1、2のつくっていこうということで、ゆたかさんに協力をいただいて、その開園に向けて、していこうという中身になっております。

そういう状況の中で、これからの施策を検討していかなければならないように思います。今後とも、今、双葉とか、双葉の保護者の皆さんや、自治会の方々にいつの日も説明をしていかなければならないんですけれども、何とかそういう幼稚園の需要の落ちていきを、何とか歯止めをかけるための施策としまして、子どもたちが快適に、多くの子どもたちと切磋琢磨しながら、幼稚園の中で保育所の中で過ごせる環境を整えていくためには、やはりこども園化をして、集約していく、集約というたらおかしいんですけども、していかなければならないような事が起こってきております。

今後とも双葉の皆さんには、地区校区の皆さんには真摯に向き合いながら説明していきたいというふうに考えておりますし、それだけではなくて、旭ヶ丘幼稚園、それから斎宮幼稚園についても、どうしていくかという検討を進めていかなければならない現状があります。

来年度へ向けて、この2つの幼稚園だけではなくて、斎宮幼稚園、それから双葉、旭ヶ丘幼稚園の一緒にしながら、こども園化、幼稚園こども園化、3歳以上のこども園化という形で、今、考えを進めさせていただいております。

これももう1つはささふえ保育所となりひら保育所も含めた5園の中でも考えていく状況にありますので、そこら辺を含めながら、今後、就学前保育教育については、大きく検討していかなければならない状況が1つあ

と思います。そういう考え方の中で、これからの就学前の保育教育を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 午前の質問の際にもですね、委員会、全協でも説明があったんですけども、29年入園の3歳児6名が卒園するまでは開園して、30年からは新規募集は行わないとの方針を聞かせていただいたんですけども、このような方針だけではですね、なかなか保護者の理解は得られないのかなと思います。

小学校の統廃合も含めた中でですね、旭ヶ丘、なりひら、ささふえ保育所を含めた、こども園化の計画がしっかりあって、それがしっかり見えてですね、その第一段として、双葉と旭ヶ丘の統合といった流れがしっかり見えておれば、このような保護者さんの気持ちにはならなかったのではないかと思います。

もう少し保護者の立場に立っていただいて、また、携わっておられる教職員、保育士さんたちにもですね、しっかり説明をしていただくようなですね、温かい対応をお願いしたいと思います。

次に、登園して来ている園児においてですね、大事に至らないようなけが、また急病などですね、現段階では保護者に連絡をして、迎えに来てもらっているのが現状だと思います。

保護者にとっては生活のために、働いているのは当然で、その仕事を途中で抜けてくるのは、給料に当然響く場合もあるでしょうし、また職場に迷惑をかけるということから申し出にくい部分もあると思います。

小中学校を含む各所に保健師や看護師を常駐させ、安心して保護者が預けられ、そして安心して働けるような措置をとっていただくということは、将来的に明和町にとっても大きなプラスになると思いますが、それは今後可能

でしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 教育委員会としては、是非付けて欲しいという要望はしておりますけども、今、保健師さんは随分とお休みのところがあって、ちょっと難しいところもあるんですけども、大きなけがやとか、急病の時に対応するのは、保護者の皆さんに連絡を取り、可能であれば迎えに来ているという状況が、今あります。

それが無理、働いている場合、無理であれば各幼稚園、保育所、こども園でお迎えまで、保育士が預かるという対応をとっているし、これはという場合については、応急に園長が判断することで、園長が判断し、救急車を呼ぶという状況もあるんやと思います。それは園で、その子の状況に応じて考えていかないといけないと思います。

一番難しいというんか、救急車を呼ぶ時に難しい判断をせんならんというのは、保育士さんではだめなのもありますし、看護師さんとか保健師さんが診ていただけると、一番良いんですけども、そこら辺がない場合やと、保育士の保育所の園長等が、そこで判断をするという状況には、これはもう養護教諭がある小学校でも同じであります。そういう判断はもうどこかで必ずしなければならぬのが、そういう公共施設の幼稚園や園児を預かる園や学校では当然のことやと思っています。

しかしながら、保健師、看護師の必要性については、十分感じておりますので、我々としても拠点園とか、拠点所、拠点園を設けて、そこに配置すること。また、担当の保育士さんを決めていただいて、巡回していただくとか、いろんな形がとれるかなと思っていますので、そのことについても検討していきたいと思っています。

小中学校においては、養護教諭がいますので、そこは配置をするということとは考えませんが、幼稚園・保育所については、やはり何かの形で担当する保育士さん、看護師さんを何とかできないかというのは、いつも我々

教育委員会として思っているところでございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 前向きに考えていただいておりますということで、今後もそのようにお願いしたいと思っております。

現在でもですね、将来的な園児数が少なくなっていく傾向にあるわけですから、全町的な考えの下で、先ほどの質問をさせていただいたのは、こども園化を進めていくといった計画をですね、早期に立てていただき、子どもを安心して預けられる保育環境の整備に努められることをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、中井啓悟議員の一般質問を終わります。

8番 樋口 文隆 議員

○議長（辻井 成人） 4番通告者は樋口文隆議員であります。

質問項目は、「環境基本計画について」「南部丘陵地の活性化について」の2点であります。

樋口文隆議員、登壇願います。

○8番（樋口 文隆） 8番 樋口。議長より登壇のお許しが出ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日、最後の番となりました。町長にはお疲れのことと存じますけど、簡潔な前向きなご答弁をよろしくお願いをいたします。

さて質問に入ります前に、町長より行政報告でもございましたけども、県がですね、今月の12月14日に町内で死んでいた野鳥のオオタカ1羽に関する

検査で、A型の鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出たと。マスメディアの報道及び町よりも報告があったわけですが、まさか当町にまでという大変驚いたところですが、まだ県はより毒性の強い抗原性の鳥インフルエンザウイルスに感染しているか、検査を鳥取大学に依頼をしているという段階でございますので、町はですね、町行政をできる限り手立てをしているとの報告もいただいております。

しかしですね、養鶏を営んでみえます方には、本当に危機感を持たれ、死活問題になりかねないと受け止めてみえるとお察しいたします。早期にこの問題が終息をすることを祈りまして、質問に入りたいと思います。

今回は環境基本計画について、南部丘陵地の活性化の2項目について、質問をさせていただきます。基本的には一問一答式でお願いをいたします。まず環境基本計画について、お尋ねをいたします。

環境問題は大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会の形成や、浪費型の生活スタイルによって生じる生活型公害、廃棄物問題等といった地域環境の問題となり、ひいては地球温暖化など地球環境問題に発展をしております。このような環境問題に対処するため、国は従来の規制的な手法を中心とした政策だけではなく、経済社会形成や生活スタイルのあり方を見直すために、平成5年に公害対策基本法と自然環境保全法を統合いたしまして、環境基本法が制定されたものであります。平成12年には持続可能な社会をモットーに国は環境基本計画の見直しを行っております。

三重県においても同時期に、県環境基本計画が策定をされまして、環境保全対策が示されております。そのような中、国は冒頭に申し上げました大量生産、大量消費等の経済を基盤とする環境対策のあり方より、平成13年には循環型社会の形成推進基本法が施行されまして、それに基づきまして、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など各種リサイクル法が施行されたわけでございます。

わが町におきまして、今日の環境に対する住民の方々よりの要求は多様

化をし、かつ高度なものとなっております。直面している、また予測される環境問題に町行政は迅速かつ的確に対応していることを趣旨といたしまして、平成15年4月、明和町環境基本条例を施行されました。

理念条例ではありますけども、これに基づきまして、平成16年より平成36年の20年間の計画といたしまして、明和町環境基本計画が策定されました。地域の事情に沿った具体的な目標や、町民、事業者、町の責務を明らかにして、お互いがパートナーシップで取り組む行動指針が定められました。

そして、本町の環境の現状、動向を把握するとともに、環境づくりの長期的な課題を明らかにし、環境の保全に関する総合的な計画として示されたわけであります。このことはですね、町のホームページの中にもですね、詳しく掲示がされておるところでございます。

そこでですね、環境の保全に関する長期的な目標及び環境保全施策の方向性について、お伺いをいたします。実行性のある計画とするために、進行管理を行うにあたり、中間年度の平成25年までの具体的な目標を定められたものと承知しております。

その後の平成26年から平成35年までの後期計画でございますが、既に今年度は平成28年に入っておりますので、後期計画より3年がですね、経過をしようとしております。しかし、今後の具体的目標、数値の設定及びマネジメントシステム進行管理、ちょっと横文字であれなんですけども、これはPDCAとよく言われる、PDCAサイクルと、これは事業活動においてですね、生産管理や品質管理など管理業務を円滑に進める手法の1つでございます。プラン、これは計画ですね、ディーが実行、チェックが評価、アクトが改善と、この4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すると。

これはその基本計画の中にも示されております。これをどのようにされたのか、お尋ねをいたします。

それから、関連いたしまして、環境基本条例第9条でございますね、町長は環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して、講じた施策の実施状況を、毎年

公表しなければならないと、このように定められております。この公表についてですね、どのように分析されておりますか。その内容は、町民、事業者へパートナーシップの観点からも、どのように周知されているか、お尋ねをいたします。

また、1つの例といたしまして、河川の水質問題や大気の悪臭問題を取り上げたいと思います。現在までに河川の環境調査で、基準を超えたケースはありませんか。

また、悪臭がしてですね、生活環境を改善して欲しいなどの要望はありませんでしたか。もしあればその対処の方法をどのように進められたか、お聞きをいたします。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） 樋口議員から環境保全の長期的目標、あるいは方向性について、ご質問をいただきました。先ほどご質問の中にもありましたように、平成12年に環境基本法に基づいて、持続可能な社会をめざした環境基本計画そのものが、県や国においても策定をされました。町もそれに基づいて、町の健全な地域環境や地球環境を将来の世代に引き継ぐ、そういう目的をもって、環境の現状を把握する中で、環境づくりの長期的な課題や目標を明らかにして、環境の保全を推進するための計画を策定したところでございます。

1つは資源やエネルギーの利用、このエネルギーの利用につきましては、当時、風車発電とかですね、まだこの当時は太陽光発電は、まだそれだけ普及はしておりませんでしたけれども、そういった水力発電とか、そういった資源の活用、エネルギーの利用ということは、この中で盛りこまれていたように記憶をしているところです。

また、ごみの減量化、そして、リサイクルの推進、こういったものの他

に自然との共生、自然環境の保全、そして3つ目には、安心して暮らせる環境づくり、つまり公害対策をいかに取り組んでいくかという、そういう中身であったというふうに理解をしているところです。

そういった中で、町としては第5次の総合計画で、安全で人に優しい環境のまちづくりということで、環境保全の推進や、特に環境美化等自然環境の保全、いわゆる河川の水質、先ほどご質問がございましたが、水質保全などにですね、力を入れていくという、そういう計画を盛りこんだところでございます。

循環社会の形成として、ごみの減量化と自然の再利用の推進、そして今、地球規模で課題となっております地球温暖化対策、そういったものの目標を掲げて、取り組みを推進していかねばならないと、そのように総合計画でもうたっているところです。

具体的なお質問がありましたP D C A、どのように動かしているのか、あるいは第9条で定められているいろんな分析、ダイオキシンとか等々、様々な分析をどのような形で公開、開示しているのか。あるいは、今までの中で基準値を上回った、そういった例がないのかどうか。そういうご質問、具体的なお質問をいただきましたので、これについては担当課長のほうから詳細について、答弁をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 失礼します。

目標設定、進行管理につきましては、3年ごとに実施計画を策定いたしまして、そこで具体的な事業の内容と、各年度の数値目標を定めさせていただきますまして、3年経過ごとに実績と成果等をまとめさせていただきますまして、実績表などを作成させていただきますまして、実施や手法の妥当性、費用対効果も含めた効率性、目標の達成度や貢献度としての有効性について評価を行い、見直しが必要なものにつきましては、次の実施計画に反映させていくという手法をとっております。

現在、平成26年度に策定いたしました、平成28年度までの実施計画に基づきまして、具体的な事業を進めているところでございます。環境の状況等の公表ということでございますけれども、町では自然環境の保全への取り組みといたしまして、毎年度、町の環境の状況を把握するとともに、今後の環境保全施策の基礎資料とするため、環境現況調査を実施しております。

具体的には、大気中のダイオキシン類の濃度測定を1箇所、これは大堀川新田地内でございます、年1回です。3河川水の3つの河川でございますけれども、ダイオキシン類濃度測定を3地点、下御糸橋、これは祓川でございます。八木戸橋が笹笛川と、大堀川橋が大堀川でございます。の付近で年2回ですね、9月と12月に行っております。

また、3河川のPHなりBODなどの水質検査を、毎月実施しております。継続的に実施することで状況変化を観察している状況でございます。定期的に継続的なデータを収集することによりましてですね、変化や異常を迅速に把握し、対処ができるようにしています。この結果につきましては、昨年度の環境現況調査結果は6月に、毎月実施しております河川の水質検査につきましては、毎月めいわ広報等で住民の方々にお知らせしておりますところでございます。

続きまして、町民、事業者等へのパートナーシップということでございますけれども、環境施策の推進を目的に、住民の方々、事業所かつ団体、関係行政機関代表で組織いたします、環境対策推進委員会というのを、年1回開催させていただきまして、環境保全、ごみの現状等につきまして、各分野から実態等について報告をいただき、活発な意見、情報交換を行っているところでございます。

地域住民や関係諸団体の幅広い参加を得まして、環境に対する意識の高揚と美化活動の推進を図っているところでございます。この場でも出された意見につきましては、取り組みを強化したり、支援をさせていただくというような今後の活動の充実に反映できる方策を、県とも行っているところ

でございます。

あと水質問題とか、悪臭問題のケースがなかったかということでございますけども、昨年度ですね、笹笛川のダイオキシン類濃度測定におきまして、9月の測定でわずかではございますが、基準値を超える値が測定されました。2回目の12月の冬でございますけども、2回目の測定では基準値内という結果でございました。

県の環境室の話では、多分堆積へドロの関係かという、具体的な原因は不明でございます、一時的なものであろうということで、健康への影響が生じてくるものではないということで、測定、検査結果につきましては、めいわ広報でお知らせしているところでございます。

悪臭につきましては、場所は控えさせていただきますけども、夜、悪臭がするという話もございました。悪臭はたまに発生するというので、常時継続して発生するものではございませんでしたので、発生源の特定はちょっとできませんでしたんですが、ただ発生源と思われる事業所から、事情も聞かせていただきまして、特定悪臭物質の濃度測定も行わせていただきました。

結果につきましては、環境基準を超えるものではございませんでした。地域とも連絡をとりながら、対応してまいりましたんですが、その後、臭いの話は聞かれておりません。幸い健康被害を及ぼすような重大なケースには至っておりません。

このようなケースで、もし環境基準を超えるような状況が発生した場合や、悪臭が発生するというような場合にはですね、その原因を調査し、発生源の特定を行いまして、地域や県とも連携をしながらですね、迅速に対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

樋口議員、再質問はございませんか。

樋口議員。

○8番（樋口 文隆） 町長もご答弁あったようにですね、第5次の総合計画の中でもですね、そういったPDC Aのちょっと見させてもらったですね、チャレンジ指数っていうんですね、この目標というのが、平成32年までやっておりますし、しかしもう内容がですね、6項目なんですよ。6項目の指標が示されておるということで、この環境基本計画はやっぱり具体的な目標の設定となっておりますね、その当時、前期分の段階ではですね、一人あたりのごみの排出量とか、リサイクル率等々ですね、27項目にわたりまして設定がされております。やはり具体的な目標ということであればですね、やっぱり細部にわたり設定する必要もあるというふうに考えます。

それとですね、先ほども町長述べられたように、環境というふうに大きくとらえればですね、町は公害を防止するため、公害の原因となる項に対して必要な調査、規制、または指導・助言措置を講じる必要があるということで、これもですね、パートナーシップの中にも記載をされております。

先ほども申しましたけども、環境現況調査についてもですね、これは県が公表しております、ホームページにもあるんですけども、これは27年度のダイオキシン類に係る環境調査結果を公表しております、このように公表されております。今後の取り組みとしてですね、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、環境基準を上回る地点についてはですね、調査頻度を上げ、その状況把握を行うということで、この県のホームページにもこのように明記をされております。

これ実はね、環境現況調査で町が測定をして、県に申達しておるということで、町が実際やっておるわけですね。でですね、そういったことも考えましてですね、今後そういった部分での調査を、定期的に行うのか。追跡調査をしてですね、経過を見るのか、その辺のこともお聞かせ願いたいと思います。

それから、悪臭問題についてもですね、先ほど課長の答弁で、臭いをして測定したと。そのような基準以内であったということをお聞かせされました。これ三

重県でもですね、悪臭防除法に基づく規制地域の指定というのがございましてですね、これまた三重県のホームページです。この中で明和町もですね、この規制地域に入っておるわけですね。

この明和町も規制地域になっておりますけども、規制基準もアンモニアほか21の特定悪臭物質の臭気基数の基準と、先程ちょっと課長も述べられたけども、そういったことと、それとですね、悪臭防止法という法律があります。この中で第11条に、市町村長は住民の生活環境を保全するために、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度、または大気の臭気指数について、必要な測定を行わなければならないと、このように定められております。

このような苦情が、今後またあった場合ですね、臭気測定を行い、どの程度の追跡調査をされるのか、お尋ねいたします。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 悪臭等また他のいろいろ何らやがあらうかと思いますが、まずはやはり住民の生活に影響を及ぼすということであればですね、これは徹底した調査と、それから原因究明をやる中で、対策を考えていかなければならないというふうに思います。

以前でございまして、祓川がですね、今まできれいな水が流れておったところが、いつの間にか汚れてきたというような状況が、祓川環境美化推進協議会の皆さんからの報告もいただきました。結果として、上流部に色々と規制はできないんですけどもという形での中での排出によってですね、なんていうんですか、水が富養というんですか、こえ過ぎるというんですかね、それらによって藻みたいなのが発生して、汚れたというような結果がございました。

それらについては、県の河川課のほうとか、いろんな方々にもご協力をいただいて、原因究明をして、そして、排水のところに、なんていうんですかね、水溜まりではない、何か液を溜めるような、そういう装置をつくっていただいたりして、水の浄化に努めたということによって、CODや

ら、そういったものが非常に増えてきたというような、そんな結果があり、そういう対応をした経過がありますので、我々としても、そういったことを睨みながらですね、今後も何かがあれば、そういった対応をしていきたいと、そのように考えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

樋口議員、再質問はございませんか。

樋口議員。

○8番（樋口 文隆） そういった問題があればですね、そういう原因を特定し、やっぱり指導、助言及び措置を講じなければならないと、町長も多分おっしゃったと思います。

環境基本計画ではですね、その行動指針も示しております、今後ともですね、環境保全施策に努めていただきますようお願いいたします。これは要望とさせていただきます。

生活環境保全の点から、煙の苦情もあるというふうに、よく聞きます。悪臭防止法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃措法と言われておりますが、この中でも焼却の禁止が、まず定められております。そして、罰則も定めております。また、一方ではですね、風俗とか習慣、農業等には焼却禁止の例外ということも、規定も定めております。

しかしですね、その煙が煙いということで、苦情等がですね、発生してですね、訴訟になればですね、これも行政処分の対象になるということがあります。また、先ほども中井議員の一般質問がありましたけれども、事業所がですね、施設等を設置される場合ですね、法的に問題がなければ、許可は出でですね、進めていかれる。

しかしですね、近隣住民の方々にとってですね、生活環境に支障が生じることは危惧されるということですね。そのご心配はもっともなことだと、私は思います。

そこでですね、町行政はどのように判断をしていくんだらうということだ

と思うんです。そこでですね、次に環境保全の施策を、どのように図り推進していくかのお尋ねをさせていただきます。その中で、町の付属機関である環境審議会の役割についても、合わせてお伺いをいたします。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 農家にとってはですね、いろいろあるんですけども、野焼きもだめという形に、今なっております。

それから、今、色々なところでですね、言われておりますのは、その事業所が色々今回の牛の問題でもそうなんですけども、設置希望がたくさん出てきております。明星地区におきましても、いろんな公害ではないんかというような事が言われるわけでありますが、まず1つには、我々は開発が伴うものについてはですね、その中でどういう事業所なんか、どういう営業をされるのか、そのことによって、どんな公害が発生するかという、あらかじめ予測ができるわけでありまして、それ以外ですとですね、実際には公害防止法なり、あるいは言われておりますように、悪臭防止法なり、事業所なりが設置をされた後に起こってくる、色々な問題に対して、我々は行政指導をしていく、そのための法律なり基準なりという形に、相成っておりますので、そこら辺がですね、正直なところ我々としては非常に、これからの環境問題をリードしていくのにはですね、難しい部分が実はあります。

しかし、そういったことにつきましてはですね、我々としてはまず事業者の方にですね、事業にかかる前にですね、本来なら事前に相談いただくと、一番ありがたいというふうには思うんですが、そここのところは後追いまいたいな形になる場合が、往々にしてあるわけでありまして、なるべくですね、早くそういった動向をキャッチしながらですね、対応していきたいと、そのように今、考えております。

その中で、環境審議会のお話をいただきました。基本的にはですね、この審議会は基本計画の見直しとか、それから重大な事項が発生した場合に

ですね、審議会を開催して、その皆さんの意見を聞きながら、対応を考えていくという面が1点と。

それから、ごみの減量化とか、あるいはリサイクルのあり方とかですね、資源化、最近ですと、本来ですと太陽光、これは規制にかかりませんもので、どこでどんなふうに議論、こうしたらいいのか、ちょっと理解に苦しむところなんですけど、非常に設置量が多くなってきておまして、いろんなところでトラブルを起こしかねないという現状もありますけど、そういった問題につきましてもですね、これは必要に応じてですね、我々が判断する中で、審議会の皆さんにご足労いただいて、一定のご意見を聞きながら、そういった環境問題を進めていく、その役割を担っていただくというふうに、私は考えております。

現在のところ、そういった大きな問題は、今のところ発生はしておりませんが、今後におきましてもですね、計画の見直し等々も必要でございますので、審議会の皆さんのほうのご意見を賜っていききたいと、このように考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

樋口議員。

○8番（樋口 文隆） 環境審議会、当初ですね、町長、今お答えになったように、当初基本計画を策定するためのものということで、答弁をされましたですけども、環境基本法という大きな法律がありますけども、これの第44条ですね、市町村環境審議会の定義がこの中にあります。

市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査、審議させる等のため、条例で定め環境審議会を置くことができるということで、これですね、環境条例で定められておるということでございます。

そしてですね、先ほども町長言われましたけれども、重要な環境施策やね、専門性の部分、これは進行管理のことですね、分析もしなければならない

し、また大変重要な課題が出てきた場合にはですね、やらないかんとということだと思えるんですけども、これ現在もこの審議会はなくなるとあるわけですね、付属機関ということで、私はそのように解釈をしておりました。

ですからですね、今後ですね、この諮問できる体制づくり、これをやっばり町長よろしくお願ひしたいと思えるんです。これいつ何かが起こるかわかりませんのでですね、前回にもちょっと町長おみえにならんだ時の委員会か何かの時にも、私ちょっと申し上げたことがあるんですけども、是非ですね、こういった体制づくりをお願ひしたいと思えるんですよ。

今、言われたもんで、町長言われたもんで、こうなっておると思えるんですけども、審議会の委員の方々は、平成15年にですね、委嘱をされ、そのままとなっておるわけですね。町基本条例でも、第15条では任期か2年、再任は妨げないとなっておりますので、ずっとその方が委員だというふうを受け止めさせていただいております。

その辺ですね、どうかご検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。これは要望にさせていただきます。

次にですね、環境基本計画の見直し、先ほどもちょっと町長ちらっと見直しのことを言われたと思えるんですけども、お尋ねをしたいと思います。子どもたちから自分たちの子どもへと、次世代に継承されるという観点からですね、20年間という長期の目標年次をされたと思います。そして、先ほども述べたとおり、その進行管理はですね、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルによりまして、継続的に改善を行っていくものとされております。

そういった意味から長期計画の中でですね、明和町を取り巻く環境や社会的状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて適宜計画の見直し、修正を行い、社会経済の状況や町民意識の変化に適応できるようにしますと述べられております。見直しについて、もう一度再度町長のお考えを聞かせてください。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ここ数年の大きな変化としますと、先ほど申し上げましたように、太陽光の自然エネルギーの、太陽光発電が急速に町内ずっと伸びてきているように思っておりますが、それ以外は一時は風車の問題が、町内でということの中ではですね、風車の色々な環境、人体に及ぼす影響、こういったものが懸念されてですね、断ち切れになってしまったというようなことの中では、今、自然エネルギーの活用ということになれば、太陽光発電かなというふうには思いますが、ここ数年はそう大きくですね、この環境問題の変化が見られないというのが、現実の話かなというふうに思っております。

従いまして、基本計画の本質そのものを見直すというところまでは、手を着けていなかったわけでありまして、実質の実施計画の見直しで対応してきたというのが、今の実態で実はございます。

しかしながら、計画がまだ36年までであるということの中では、まだまだ期間がございますので、また、いろんな面で実情に合わない部分、あるいは地球温暖化等の国の考え方、そういったものもですね、色々変わってきているというふうに思いますので、新年度におきましてですね、そういったことも含めて、環境基本計画の見直しを行っていききたいと、そのように思っていますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

樋口議員、再質問はございませんか。

樋口議員。

○8番（樋口 文隆） ありがとうございます。

先ほども町長、国の色々な考え方も変わってきておると、こう申されましたけども、本当にですね、国の動向としてもですね、東日本大震災を契機としたエネルギー対策の転換、また、温室ガス削減目標の設定とか、縷々あるわけですね。環境基本教育等の促進法の改正法施行、また生物多様性の地域連携法の施行、第4次の環境基本計画の策定と、縷々国の施策が全部変わっ

てきております。

また、近年では大陸からですね、なんか小さい粒子がふけてって、これはp m2.5問題ということでやっておりますし、また、外来生物の定着ですね、何やおかしなザリガニがおったとか、貝がおったとかですね、そういった拡大の問題とか、そういうこともあるわけです。

我が町においてはですね、先ほども度々出ております上位計画である、第5次明和町総合計画、これの関連計画の整合性はどうかね、このことについては、通達もしておりませんので触れませんが、総合計画には。特にその関連計画の整合性を図ってですね、一体的なですね、進行管理ができればね、総合的な計画として一致してですね、今言われたように、総合計画は3年間で見直しをしている、いわゆるローリングされております。

これを正しくやられております。ちゃんと計画年度でローリングされております。今、課長も答弁あったけども、環境基本計画はそれに合わせてですね、中間年度の実施計画、平成26年度から28年度までの3カ年の計画は出されております。私も見させてもらいました。

中身はちょっとそんなにたいしたことないなと思うんですけども、ですね、これ計画は最終年度の32年度のことですもんでね、本来ならローリングということにならないかんのだけども、3年しか出ていないということです。また、本来の計画期間の年次、これは総合計画のズレが、これあるわけですね。

そやからもう一貫性がないというふうに、私は感じますので、これ提案です、町長。第6次の総合計画に向けてですね、何とか歩調を合わせるように、第2次の環境基本計画を策定されること。このことをちょっと進言をさせていただきますいんですけども、もう一度だけお考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほど樋口議員、いろいろとご指摘をいただきました。

国の大きな流れがございますし、我々としてもそういった面もですね、もう1回、反省する中でですね、今、28年度で一応今年で切れるわけでありまして、29年から32年、それから更に36年まで、環境問題、大切な内容でありますので、改めて計画の見直しや、そういったところもですね、総合計画との整合性も図りながら、取り組んでまいりたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

樋口議員、再質問はございませんか。

樋口議員。

○8番（樋口 文隆） どうもありがとうございます。

環境基本計画は言うまでもなく、明和町の環境保全の指針であります。大変、広範囲にわたりましてですね、各所管の事業にも関連をいたします。また、その進行管理については、必要に応じてはですね、現場踏査や調査・研究、専門性が大変重要であろうと私は思います。

先ほども申しましたけども、行政は産業や事業の許認可が出されてもですね、地域への環境保全がなされなければですね、これ一つの行政問題に発展する場合も出てこようかと思えます。

でですね、先ほども北岡議員の一般質問でありましたけども、食品ロスの問題とかね、そういうな問題も環境に、これ大きく出てくるわけですけども、そして、前段にも述べさせていただきましたけども、町民、事業者、町の、これ町やけども、滞在者いうのもね、本当は欲しいかなと思うんですよ。滞在している方もみえますのでね、本当いうたら町滞在者とか言いたいんですけども、責務を明らかにしてですね、お互いがですね、パートナーシップで取り組むということも1つであろうかというふうに思います。

そして、進行管理や分析や調査・研究、あるいは環境問題が提起されればですね、環境審議会へ審問されると。そういったことで環境保全の展開は図らなければならないと私は思います。このような立派な明和町の環境保全の

指針があるわけですので、今後これらの施策を前向きに取り組まれ、生活環境日本一住みよいまち明和町をめざしていただきますよう、切にお願いを申し上げます。これは要望です。

次に南部丘陵地の活性化について、お尋ねをいたします。

まずですね、南部丘陵地の整備促進についてです。以前にも一般質問をさせていただきましたが、まず斎宮池拡張工事後で、県農林事務所がですね、実施主体となっております、国の補助事業を受けまして、公園整備とか、展望台の設置、歩道の設置等を実施され進められております。地域用水環境整備事業の進捗について、お尋ねをいたします。

これは当初、総額3億7,600万円の整備事業を、平成24年度から平成29年度の6年間で完成する事業でありましたが、現在では総額3億8,100万円で、完成予定がですね、平成32年度と、当初より3年間延長がされております。本年度は予算額5,000万円の中ですね、明和町側は約2,900万円で、にぎわい広場とか駐車場等工事の施工を計画されております。

玉城町側でも駐車場等の施設整備事業が予定されておりますが、しかしながらですね、着工が、平成25年着工ですので、設計は24年ですから、着工した時からですね、5年が経過をいたしてございまして、総事業費の46.98%の進捗と、執行額は1億7,900万円と、こう聞いております。

現在の事業完成が平成32年度となっております、残りの予算額が2億200万円予算確保と、今後の事業がまた遅延されないか、危惧をしているところがございます。前回の答弁でも、県国へ働きかける旨の答弁をいただいておりますので、その進捗についてもお聞かせを願いたいと思います。

特に斎宮池周辺の活用を図りまして、さまざまな活動を通じて、地域の活性化と環境保全をと図るために成立されました、斎宮池地域おこし推進協議会についてですね、前回の一般質問でも協議会を開催してですね、地域の方々の声を聞かせていただき、またワークショップもどんどんやってですね、協議会の活動も促進するべきだと、お願いをしてきましたが、その後、協議会はどの

ように開催をされておられるのか、合わせてお尋ねをいたします。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） まず南部丘陵地のご指摘があった斎宮調整池周辺の整備促進、これについては議員がおっしゃるとおりですね、県の松阪農林が主体となって、今、事業の展開をしていただいております。地域用水環境整備事業ということで、おっしゃるように、平成24年から当時は29年ということでした。

前回もご指摘いただいたのでございますので、我々もですね、松阪農林、所長さんやあるいは県の農林水産部長さんに、再三再四お願いをしているところでございますが、実は国のほうの農林関係の予算もですね、実は平成21年度当初の水準までには、なかなか戻っていないということの中でですね、徐々に戻りつつあるけれども、満額はなかなか予算つけがたいというのが、それぞれの所長さん並びに部長さんのお話でございました。

特にパイプラインとかですね、そういった農業基盤整備のほうにですね、どうしても予算の配分を重点化していかなければならないということで、水環境、お気持ちはわかりますが、もう少し長い目で見ていただけませんかというふうなことですね、少しなかなか事業進捗を図られていないというのが現実でございます。

しかしながらですね、それでは地元の人が納得しないわけでありまして、我々としては玉城町とともにですね、何とか早くですね、1つの形をつくってほしいと。図面だけでは地域住民のためにはならないわけでありまして、色々と散歩される方も最近増えてきておりますし、斎宮調整池、単なる用水の池だけではなしにですね、当初の目的のとおり多くの方が親しめる、そういう施設であって欲しいということで、今後も要望をしていきたいと、そのように思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、斎宮池の地域おこし推進協議会の中身については、私ちよっ

とあまり関わっておりませんので、副町長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（寺前 和彦） それでは、私のほうから昨年6月に一般質問をしていただいた以降の齋宮池地域おこし推進協議会の活動状況について、ご報告をさせていただきたいと思います。

これまで協議会は4回開催をされております。また、協議会の前に、担当者会議というのを事前にやらさせていただいております、それも5回開催をしておるといふような状況であります。

主に協議会の活動の内容につきましては、先ほど町長が申し上げましたが、齋宮池周辺の整備であります地域用水環境整備事業の国や県に対する予算の要望、更には事業推進等に寄与していただいているといふような状況でございます。

特に齋宮池周辺整備のコンセプトというのを立てられておまして、1つは大仏山や五桂池と重複しない魅力づくり。2つ目が、幅広い年齢層を対象とすること。もう1つ、維持管理の軽減を掲げられまして、いろんな議論をさせていただいておりますといふふうにお聞きをしております。

具体的には、にぎわい広場、トイレが既に設置をされておりますけれども、にぎわい広場を中心に、三世代フィットネス遊具、それから、アートの広場として松阪工業高校の繊維デザイン科や美術大学の卒業生の記念オブジェの設置などをしてはどうかといふふうな協議もさせていただいております、また、提案もいただいておりますといふふうな状況でございます。

これらの事業は、三重県の今現在やっております整備項目には、要件があわないといふふうなことがございまして、これから更に実現に向けた協議を、協議会で深めていただくといふふうにも思っております。

また、事業進捗に合わせ、県からの提案のありました、いろんな事業の提案を協議会にいただくようでありますけれども、その協議会の提案をしてい

ただいておる協議をさせていただいたり、あるいは既にトイレ、先ほども完成をしたというふうに申しあげましたんですけど、管理費を、管理をですね、この協議会さんのほうで色々議論をしていただいて、そちらのほうで取りまとめていただくというふうなこともやっていただいております。

このほか、調整池、斎宮池周辺の歩道をですね、利用する形でマラソン大会、これも検討していただいております、いずれにいたしましても、広範多岐にわたり、ワークショップ的にですね、議論を進めていただいているというのが現状でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

樋口議員、再質問はございませんか。

樋口議員。

○8番（樋口 文隆） そうですね、今、町長答弁されたように、29年度で事業完了となっておりますけど、国も金がないということで、32年と遅れておりました、今後また遅延されないか、また、危惧をしておるところでございますけども、町長、更なる県国への働きかけについて、よろしく願いをしたいというふうに思います。

それからですね、ただいま副町長から答弁いただきました。昨年の6月以降の協議会、事務担当者協議が5回、あと協議会の開催が4回ということで、お聞きをいたしました。事務担当者協議も重ねられておるということは、よく理解できますし、先ほどの整備エリアの利活用についてはですね、3つのコンセプトを言われたと思いますが、大仏山、五桂と重複しないような整備のあり方と魅力づくりと、また幅広い年齢層、大人から子どもまでの幅広い年齢層を対象していると。

そして、維持管理の高騰が心配ですから、維持管理の軽減を図ると、この3つのコンセプトで、柱で意見があったということでございます。今、事業の取捨選択ということもですね、事業の中身のことでありますので、その辺もあろうかと思っておりますけども、今後具体的なですね、整備、運営へと進めら

れますようにですね、お願いをいたします。このことをお願いしておきます。

町長、本当にね、精力的に県、国へ働きかけていただいておりますと、私は認識をしております。その熱い思いを持っていただいておりますけれども、本年6月23日、この協議会の定例会を開催され、その以降ですね、色々な質問があったというふうに聞いておりますが、それに関わらずですね、協議会事務局である、宮川用水の土地改良区への連絡が不十分であってですね、協議会会長より町に対して質問状も出されたというような経過もあると承知をしております。

その後、協議会開催に日数を要したということもあるわけですが、それから、あと玉城町へですね、三重県の方との関わり合い、これも出てきますね。いろいろ調整に。いろんな理由があったと思いますけども、やはり報告、連絡、相談等についてはですね、十分留意をしていただきまして、信頼関係を持ってですね、取り組んでいただくことを要望をしておきます。要望とさせていただきます。

次に整備の実施計画について、お聞かせください。

今、残土置場になっております、約17ヘクタールですけども、平成24年に国から無償譲渡を受け、管理をされておりますが、約7ヘクタールはメガソーラー施設、きららの森として、民間に貸与されております。残りの10ヘクタールについては、どのような整備プランを検討してみえるのか、お尋ねをいたします。

このことに関しましては、地元池村地区のですね、斎宮調整池周辺整備等の協議会の会合におきまして、平成26年に整備基本構想が示されておるということを聞いております。その後、予算上の問題もありまして、事業着手まで5年ぐらいの猶予をいただきましたと、町長からのお話があったということも聞いております。

今後ですね、実施計画について、どのように進められていくのか、お聞きをいたします。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） きららの森は、先ほどご指摘がありましたように、国のほうから平成25年の2月やったかに、譲り受けました。基本的には森林を、だいぶ二期工事で潰してしまったので、それを再生するということですが、当初の目的であったわけでありますが、それには維持管理がかかり過ぎるということで、何とかという形で、太陽光もさせていただくことに相成りました。

地元の方にはですね、その時に色々話をさせていただいて、特にですね、そこにいろんな遊具とか入れて公園的な整備をという、地元の色々な要望もあったわけですが、財政的になかなか引っついていけないということもございましたし、国の農水、農政局のですね、一つの考え方としては、先ほど言いましたような森林再生ということが、主な目的でございましたので、なかなか「うん」と言っていただけないというのが、正直なところ現在の実は状況でございます。

しかしながらですね、地元としてはせっかく土地を譲ったという経過の中でですね、それはやっぱりいろんな方が憩える場ということで、完全ではありませんけれども、芝生公園はそこにつくってはいただきましたけれども、ということであります。

それとですね、やはり私はその時に説明させていただいたのは、いわゆる下の水関連でですね、整備をする。そののところと重ならないようにと。先ほどの水環の事業の答弁でも、協議会の中でもですね、お話があったように大仏山や、あるいは水環で整備をする。

それとまたこのきららの森が、同じようなものであるとですね、それはやっぱり来ていただくのにも、なんていうんですか、同じ種類のものではいかんだろうということで、その時に地元の人に申しあげましたのは、下の、堤防下のですね、水環境の公園のですね、そのところがどのような整備がされるのか、そのところがある程度はつきりするまでですね、上

の整備は少しちょっと時間をくださいということで、お願いをした経過が、実はございます。

そういう中でも、1つはやはり地元としてはですね、何とか計画をという形の中で、あれはいつやったかな、基本的な考え方だけはお示しを、実はさせていただいてもらってあります。

従いまして、今しばらくですね、この水環の部分の先程来、話がありましたいろんな施設整備の内容が、公園の内容が固まり次第、色々きららの森のような構想をですね、もう一度練りな直してみたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

樋口議員、再質問はございませんか。

樋口議員。

○8番（樋口 文隆） 町長、何年度を目途にということは言ってもらえませんでした。残念ですけども、これは当初ですね、南部丘陵地活性化基本構想という構想があって、それより地域の方々が長年ですね、整備されるのを待ち望んでおったということで、あれからもう20数年ぐらい経っているのかな、そういうことですね、整備の見通しはどんなんやろなというような声も、たくさんと聞かせていただきます。

確かに言われたように、地域用水環境整備が周囲を、今ちょっとずつやっていたいておるということはありますけども、その中で何とかですね、今後の実施計画について、明らかにして欲しいなというのが、私の願いと、地域の方々の思いだというふうに、私は思います。

確かにですね、その時に皆さんにお話したのは、町長、平成26年に整備基本構想、これ3つのパターンで示されたと思うんです。議会にも示されておると思うんですけども、その当時。

その後、予算上の問題もあって、また、今言われた地域用水環境整備との

整合性のところもあって、事業着手まで言われたんですけども、その時には5年ぐらい猶予をいただきたいということであったものですから、平成31年度にはですね、工事着手ということで、皆は思っておるんですね。実施設計はそれまでにしなければなりませんから、そのようにしてくれるのかなと、このように地元の地域の方々は思ってみえると思うんです。

それで、町財政も大変厳しい、県も国も厳しい、この中でですね、先ほど民間の話をしていただいたわけですね。今、メガソーラーのところは民間で貸与されてやってみえますんで、そういった民間の活用の協力とかですね、そういった導入はないのかなと。

TPAPじゃないんですけども、今、はやっておるのは、TPAPですけども、TPP、これはですね、パブリックプライベートパートナーシップとって、公民連携ということなんです。それを代表して、PFIとかいうのがあって、これとかプロポーザル方式の公募型ですね、こういった企画型のことなども、いろいろその整備手法では考えられていると思います。

それとまた、貸与しております民間事業者ですね、やはり償却資産等も入ってきますし、賃借料も入ってきますので、年間どれぐらいかな。600か700ぐらい入ってくるんですか。そういった歳入があると思いますが、その予算を基にですね、整備予算として運用が図られるとありがたいなと思うんですけども、もう一度町長、なかなか言うてはくれないかわかりませんが、大体ぐれぐらいなんやということだけ、申しただいたらありがたいんですけども、もう一回。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 以前からですね、民間企業の方もですね、実は色々やりたいということで、オファーがあったことは確かなんですけども、ただ実施に向けて色々検討している中では、ちょっと中断をしてしまったという、そういう経過が実はございます。

そういう中でですね、樋口議員がおっしゃるように、あまり待たすのは

どうかということも実はございます。南部丘陵地の開発計画というんですか、そういったものは我々としては、一旦中断というんか、なくなっているというふうに理解はしているんですけども、地元としては以前にそういう話があったやつ、それが今でもという形の中では、この二期事業で町が引き受けるといった時にですね、地元の人たちは、なんていうんですかね、よその豊川用水とか、いろんなところで、いろんな水環境的なものの中で、遊園地とか、あるいはお花畑とかですね、そういうようなところへ出かけられて、見て来られたというような、そして、あそこにそういう絵を描いてみえたというのも、現実の話でありますので、それをですね、微塵に砕くということもどうかということもございますので、町のできる範囲の中でですね、きららの森で憩えるというか、遊んでいただける部分という、何かあるのかなというのは、ちょっとよくわかりませんが、簡単な遊具とかですね、そういったことの設置はですね、考えていかなければならんのかなと。

それまでに具体的な絵ができるまで待ってくださいというのも、辛い話でもありますので、何らかの検討策はですね、考えていきたいなど、そのように思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

樋口議員、再質問はございませんか。

樋口議員。

○8番（樋口 文隆） ありがとうございます。

先ほども言った無償貸与されておる民間事業者の方にもですね、ちょっとお会いしてお話をする機会もございまして、いろんなことをですね、また考えられてみえるようですね、地域のお年寄りにもですね、働くちょっと就労の場もですね、持っていただけるようなことも、これは実現性としてあると思うんです。そういったことも聞かせていただいております。

そういった意味でですね、どうか今後の整備促進についてですね、地元を

はじめとする両協議会の活動の充実が、また図られますように、行政として惜しまぬ協力のお願いを申し上げたいと思います。

そして、地域の活性化と環境基本計画の質問のところでも申し上げましたけども、地域の環境保全を図って、明和町に住んで本当に良かったと思える施策を、町民の安全・安心も含めてですね、また、町長は行政報告の中でもありますね、最後を締められました。

総合計画に定める将来像の歴史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな「和」のまち明和町をめざして、誠心誠意努力してまいりますと、町長は申されました。今後、行政の主体性を持ってですね、取り組んでいただきますことを切にお願いを申し上げまして、私からの質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、樋口文隆議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 3時 00分）
